

# 産業建設常任委員会記録

平成27年6月15日

【開催日】 平成27年6月15日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時57分～午後3時35分

【出席委員】

委員長	松尾数則	副委員長	河崎平男
委員	大井淳一郎	委員	杉本保喜
委員	中島好人	委員	長谷川知司

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
傍聴議員	岡山明	傍聴議員	中村博行

【執行部出席者】

産業振興部長	姫井昌	産業振興部次長	多田敏明
商工労働課長	白石俊之	商工労働課主査兼商工労働係長	山本修一
商工労働課商工労働係主任	三浦裕	建設部長	佐村良文
都市計画課長	森一哉	都市計画課建築指導室長	迫田勝憲
下水道課長	柴田直幸	下水道課技監	森弘健二
下水道課管理収納係長	壹岐雅紀	企画課行革推進係長	別府隆行
水道事業管理者	岩佐謙三	水道局次長兼総務課長	原田健治
水道局工務課長	伊東修一	水道局業務課長	伊藤清貴
水道局総務課課長補佐兼財政係長	岡秀昭	水道局浄水課長	西山洋治

【事務局出席者】

局長	古川博三	庶務調査係主任主事	梅野貴裕
----	------	-----------	------

【審査事項】

- 1 議案第63号 山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について（水道局）

- 2 所管事務調査 水道事業広域化について（水道局）
- 3 議案第53号 平成27年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について（下水道課）
- 4 議案第54号 平成27年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について（下水道課）
- 5 議案第61号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について（都市計画課）
- 6 議案第60号 山陽小野田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について（都市計画課）
- 7 議案第59号 山陽小野田市中心小企業振興基本条例の制定について（商工労働課）
- 8 陳情・要望について
- 9 閉会中の継続調査事項について

---

午前9時57分開会

---

松尾数則委員長 時間前ではありますが、大体そろったものですからただいまから産業建設常任委員会を開始したいと思います。本日の出席は6名。全員出席しておりますので、委員会は成立しております。なお水道局と企画のほうから委員会室にパソコンの持ち込みの要請がありまし

たけれど、これを許可したいと思います。それでは、6月8日の本会議におきまして議長のほうから当委員会のほうに付託されました議案6件についてただいまから審査をしたいと思っております。議事進行には協力をよろしくお願いいたします。それでは日程の審議内容の1番、議案第63号山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を審査いたします。執行部のほうから説明をお願いいたします。

岩佐水道事業管理者 皆さんおはようございます。議案第63号山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。これは去年の人事院勧告における企業制度の総合的見直しに基づいて国に準じて改正を行うものであります。内容といたしましては、管理職手当を支給されている職員に対し、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に管理職員特別勤務手当を支給するものであります。詳細については原田次長に説明をさせます。

原田水道局次長兼総務課長 内容につきましては議案のとおりでございます。改正といたしましては、このたび災害の対処等、緊急の場合等によりまして今までは休日のみとなっております管理職員特別勤務手当での支給が平日の夜間午前0時から午後5時の場合にあっては支給をするという内容でございます。この内容につきましては一般職員と同様でございます。3月議会で平成27年2月20日提出の議案第25号による山陽小野田市職員給与条例の改正と同じ内容となっております。また、支給の方法につきましても山陽小野田市水道局企業職員の給与に関する規定第36条のとおりでございます。この内容につきましては山陽小野田市職員の管理職員特別勤務手当での支給に関する規則の規準によるという内容で市と全く同じ内容となっております。以上でございます。

松尾数則委員長 執行部のほうの説明は終わりました。議員のほうからの質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手を。

中島好人委員 対象人数と影響額、上がった額とかその辺の予測的なものはありますでしょうか。

原田水道局次長兼総務課長 管理職員は、水道局には管理者を除いて6人おります。対象としては6人になります。またこれまでこの支給につきましては、平成22年の山陽地区の水害のとき以外の支給はございません。また今後もよほどの災害等が起こった場合、ただ水道につきましては突然起こる漏水事故等で大規模な断水等が起こったときは支給せざるを得ない場合も生じるのかなというふうに思っております、その場合の金額まで今申し上げるのは非常に難しいかと思いますが、場合によっては起こり得るということで説明させていただきます。

長谷川知司委員 附則にあります施行日ですね、4月1日というのは遡る理由があるのですか。

原田水道局次長兼総務課長 この附則の関係ですが、本来でありましたら昨年度にこの条例の改正案を出すべきであったものなのですが、こちらのほう対応が遅れておりました、恐れ入りますが、この度の6月議会で御承認いただいて4月1日から施行させていただきたいということでございます。

長谷川知司委員 関連で。今言われましたように該当者がいないというのであれば遡及する必要はないのではないかと思います、そこの回答を。

原田水道局次長兼総務課長 おっしゃるとおりでございます。ただ形といたしましては27年の4月1日からさせていただきたいということで、こういう形にさせていただいております。

大井淳一郎委員 事例がないということですが、確認ですが今年度4月から今日までそのような支給の対象となる事案等はないということでしょうか。

原田水道局次長兼総務課長 おっしゃるとおりでございます。

松尾数則委員長 よろしいですか。質疑のほうはこれで終わりたいと思います。討論、採決のほうに入りたいと思います。討論のある方いらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。採決に入りまして議案第63号山陽小野田市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成される方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成であります。議案第63号は原案どおり可決するものと決しました。お疲れさまです。それではスケジュール表に従いまして委員会のほうはこれで終わりますして所管事務調査のほうで水道事業広域化、宇部市との水道事業広域化についてその内容の報告を受けたいと思います。

岩佐水道事業管理者 宇部市と山陽小野田市が水道事業広域化検討委員会第1回目をいたしました。新聞紙上を見ますとかなりいろいろな政策誘導、世論誘導みたいな社説等々ございまして、これではやっぱり起こったことを丁寧にそのままお伝えしなくてはいけないということでございますので、今後とも御報告申し上げたいという姿勢です。なお、前回この水色の資料を皆様方にお渡ししました。これには詳細を書いておりますけど今日はそれをコンパクトにまとめたものがございます。これですが、これとこの前から準備委員会あるいは検討委員会の内容につきまし

て詳細に御説明をしたいなというふうに思っております。私どもは、「ローマは一日に成らず」と書いていますけど、そんなに広域化は簡単にはいかないわけでごさいますして、試行錯誤をしながら現状をしっかりと厳しく分析しながら進んでいくという姿勢で申し入れをしておりますし、そういう方向で行きたいというふうに考えております。では御報告申し上げます。宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会第1回会議について御報告申し上げます。山陽小野田市と宇部市との水道事業の広域化につきましては、これまで市議会で御要望や御質問をいただきました。また、山陽小野田市水道局と宇部市上下水道局におきましても先ほど申し上げましたように研究会を行ってきております。このことから、本年2月に山陽小野田市と宇部市の両市長による意見交換会を行った結果、水道事業の広域化について検討していくことが確認されました。これを受けまして、本年4月に、山陽小野田市水道局と宇部市上下水道局とで準備会議を開催し、水道事業広域化検討委員会に関する要綱、委員構成、検討項目などを調整し、本年6月3日に、宇部市上下水道局におきまして、第1回会議を開催いたしました。この会議では、報道機関7社の傍聴がございました。なお、この会議の開催については、本年5月26日に両市の市長がそれぞれ記者発表を行ったところでございます。詳細につきましては、次長から説明をさせます。

原田水道局次長兼総務課長　それでは、お手元の「宇部市・山陽小野田市 水道事業広域化検討委員会第1回会議」の資料により協議した内容を御報告させていただきます。まず、1枚目の「第1回会議次第」を御覧ください。

第1回会議におきましては、報告事項として2点を確認し、審議事項として4点を協議しております。まず報告事項について御説明をいたします。この中の報告事項の「(1) 検討委員会設置までの経緯」につきましては、資料1のほうを御覧ください。一枚めくったところでございます。これにつきましては、山陽小野田市と宇部市の水道事業広域化に係るこれまでの協議等の経緯をまとめております。ざっと読ませていた

できます。平成25年4月、両市の水道事業について、将来的な広域化を視野に入れて調査研究することで両市の水道事業管理者の意向が一致しました。平成25年7月31日、両市の水道事業職員各4名で構成する水道事業広域化研究会を設置いたしました。

次に平成26年7月、1年後なのですが水道事業広域化研究会から「水道事業広域化研究会報告書（最終報告）」が両市の管理者に提出をされました。平成26年10月2日、水道事業広域化研究会による両市の水道局に対する報告会が開催されました。出席者は、研究会の委員、両市水道事業の管理者以下課長補佐職以上の職員でございます。平成27年2月26日、両市の市長による意見交換により水道事業広域化の方針が意見のほうで一致をしております。平成27年4月23日、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会設置準備会を開催いたしました。

次に、「（2）水道事業広域化研究会の報告（概要）」については、別紙概要説明書を御覧ください。こちらのカラー刷りのほうでございます。平成25年7月に設置した水道事業広域化研究会が1年間研究し、その結果を報告書として整理しましたので、その概要を説明いたします。まず1ページの下枠内には、水道事業者が直面する課題等を書いております。

次に一枚めくりまして2ページ目でございますが、2ページ目の上の枠内には、水道インフラを再構築すると題して、研究会を設置したことや両市の地域特性などをここに記しております。これにつきましては先日お渡ししております水道事業広域化研究会の内容を要約したものでございますので、皆さん十分御存知と思っておりますので、省略させていただきますと思います。次に2ページ目の下の枠内ですが、水道事業広域化研究会の概要を記しております。

次に3ページ目でございます。3ページの上の枠内でございますが、両市の現状把握と評価分析として、人口、普及率、最大配水量と最大稼働率、家庭用の標準的な料金の比較を記載しております。また下の枠内には、平成25年を基準とし、平成35年までの有収水量の予測を示しております。両市とも、この10年間で、約2億円以上の水道料金収入

が減少すると見込まれております。

次に4ページ目でございます。4ページ目の上の枠内には、将来的な広域化のあり方として、四つの形態が示されております。三角形の図の上から見ていただきまして、一番上が事業統合、完全に水道の事業を統合するという形でございます。次に経営の一体化。次に管理の一体化、施設の共同化という形で、一番下のほうが一番手足の部分から広域化を進めていきたいと思いますという形になっております。この中に広域化の形態、それから④に広域化の最大のメリットとして浄水場の統廃合という形で記載をされております。

次に、この4ページの下のところ。これが浄水場の統廃合について宇部市と山陽小野田市の今の地図とそれから、5ページの上にどのような形で統廃合するのかということが記載されております。宇部市の中山浄水場、広瀬浄水場と山陽小野田市の高天原浄水場がいずれも同じ水源である厚東川の水を使っております。これらの浄水場の再配置を含め、統廃合を検討することが望ましいということとなっております。

5ページの下の方には、業務の共同化の対象となる6つの事業が示されております。これについては、①水質検査体制の共同化、②給水関連業務の共同化、③人材育成の共同化、④管路管理体制の共同化、⑤業務システムの共同化、⑥調停収納業務の共同化という形で記載をされております。これらの共同化を行うことで、お客様サービスの向上、業務の効率化、技術・事務継承、資産の有効活用、経費削減、関連業者への対応等の向上が図られるとされております。

次に最後のページ、6ページでございますが6ページの上の方には、水道事業広域化研究会からの提言といたしまして、水道広域化により、持続可能な水道インフラの再構築をすることが望ましいとされております。これについては、宇部市・山陽小野田市基本的には生活圏、主な水源が一緒に隣接をしておるとということと、それから将来的には料金の収入の減、施設の老朽化が進むだろうということでございます。そのため、水道広域化を行うことで持続可能な水道インフラの再構築ができるというような提言でございます。以上が水道事業広域化研究会の報告書の概

要説明でございます。

続きまして、6月3日に行われました検討委員会の中の審議事項についての御説明をさせていただきます。また最初の次第のところに戻っていただきまして、3の審議事項のところでございます。まず、「(1) 委員構成」でございます。それにつきましては2枚めくっていただきました資料2を御覧いただけたらと思います。検討体制といたしましては、右の図を御覧いただきまして検討体制の関係図というのがございますが、一番上にありますようにまず検討委員会がございまして、その他に幹事会と専門部会を設置しています。検討委員会では、水道事業広域化に関する基本的事項や課題に関する事項を検討することとなっております。また、その下にあります幹事会ですが、これは検討委員会の内部組織という形になっておりまして検討委員会会議の議案調整や検討委員会運営の総合調整を、それぞれ主な所掌事項としております。また、その下の専門部会のところですが水道事業広域化基本計画の草案を作成するために今現在は「水道事業広域化基本計画作成専門部会」というのを一つ設置しております。この専門部会において作成した草案を検討委員会において協議検討することとなっております。この後も基本計画作成等に伴いまして、必要な事務関係それから技術系の専門部会を立ち上げることになるかなというふうに考えております。

次に、「(2) 検討事項の確認」については、一枚めくっていただきまして資料3を御覧ください。この中の具体的な検討事項の下のほうの枠を見ていただければと思います。宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会の所掌事務につきましては、この下の枠の4項目となっております。内容につきましては、①水道事業広域化の形態、②浄水場等施設整備計画と財政計画の策定、③広域化実施までのスケジュールの作成、④水道事業広域化の効果の検証でございます。

次に、「(3) 検討スケジュール」につきましては、また一枚めくっていただきまして、資料4を御覧ください。このスケジュールの予定によりまして、検討委員会、それから幹事会は、最低年3回開催を予定しております。また必要に応じて随時開催することになっております。

また、専門部会につきましては現在のところ水道事業広域化基本計画作成専門部会のみとなっておりますが、これにつきましても随時開催することとしております。この専門部会の目的といたしましては両市水道事業広域化基本計画を水道関係のコンサルタントに発注して作成することをございまして、所掌事務につきましては表のとおりこの中の水道事業広域化基本計画専門部会の下にあります四つの点のところでは、委託内容の協議、委託仕様書の作成、請負業者との協議、計画案の作成となっております。

次に、「(4) その他の審議事項」として「基本計画策定業務委託内容」について、業務委託の主な項目について協議をしております。内容につきましては、現在、宇部市上下水道局が業務委託の入札の準備をしております。そのため詳細を今現在は申し上げられない部分がございますが大変申し訳ないですが、主な内容といたしましてはこの業務委託の中で、両市水道事業の広域化の形態を決定したいということと、それに合う事業計画や財政計画を伴った基本計画を策定することとなるということでございます。スケジュール的には先ほどの資料4のスケジュールを見ていただければと思いますが、今現在業務委託の発注を6月後半から7月上旬くらいに業者のほうへ発注をしたいということで、今現在発注が終わりましたら中間報告を10月くらいにするようになっております。これにつきましては何をを行うかといいますと、まずは先ほども出てまいりましたけど広域化の形態の決定をこの中間報告の中で行いたいというふうに考えております。そのためには、請け負った業者のほうに広域化の四つの形態についてそれぞれのメリット、デメリットまたそれに伴う様々な費用対効果等を全て出していただく中でこの中間報告を行い、検討委員会の中で広域の形態を決定していきたいということでございます。時期的には今現在10月となっておりますが、進行状況によっては12月までずれ込むかもしれないという話を今聞いておるところでございます。この中間報告で広域化の形態が決定した時点で、それぞれ両市長のほうに報告をしたいと思っておりますし、併せまして議会のほうにも御報告はさせていただきたいというふうに考えております。その後は業者の

ほうに広域化の形態が決まればその形に沿った形の基本計画を策定していただくという形でこれが3月末までに終了するという予定でありまして、これができましたら最終的にまた併せて市長及び議会のほうにも御報告させていただきたいということで考えております。以上で、検討委員会第1回会議の内容についての報告を終わります。

岩佐水道事業管理者　ちょっと補足をさせてください。資料4で、次長が言いましたように中間報告が遅れるという理由を申し上げます。これは大井議員からもあったように丸投げするのではなくて、コンサルに十分精査をして現状の厳しさを資料として提供しなさいと。内容は委託の内容でありますとか仕様書でありますとか請負業者との協議でありますとか、計画の作成、その中で一番重要なのがどういうふうな形態の広域化にするかという四つの方法があるのですがそれも最終的には全部の統合そして、経理の統合、それから管理の統合で、できるところからやっつけていこうと。いろいろな段階的がございますのでその段階をスケジュールと中身についてどういうメリット、デメリットがあるのかを提案してもらうためには、焦ってやることにはなくて、しっかりやっつけてくださいということで10月の中間報告というのは原案ではそうなっていましたけど、これは恐らく遅れるであろうと。先ほど次長が言いましたように12月頃にずれ込むという可能性があるということを重ねて申し上げます。以上です。

松尾数則委員長　以上で執行部のほうの説明が終わりました。議員のほうで質疑等があれば挙手のほうをお願いいたします。

杉本保喜委員　別紙の概要説明書の3ページですね。ここの評価分析のところで、現在給水人口が表示されていますが山陽小野田市の人口は推計、要するに厚狭川のほうの推計の、今厚狭とこちらとはちょっと分かれていますよね。厚狭のほうの人口はこれに入っているかどうかの確認です。

原田水道局次長兼総務課長 それにつきましては山陽小野田市全体でございます。

杉本保喜委員 次のページの5ページですが、浄水場の統廃合。これに鴨庄浄水場が入っていますが、これについてちょっと御説明をお願いいたします。

原田水道局次長兼総務課長 これにつきましては、厚東川水系に関する浄水場の統廃合を考えたいということで、鴨庄浄水場につきましては平成22年度の水害の関係もありまして災害に強い浄水場を作るということで建設中でございます。そのため、このたびの浄水場の統廃合に伴っては基本的には厚狭川水系と厚東川水系の浄水場でそれぞれ整備をしたいという考え方になるということでございまして、この浄水場の統廃合について厚東川水系は三つ浄水場がございますけど、これを二つにするのか一つにするのかということは今後の検討課題になるというふうには思っております。

岩佐水道事業管理者 先ほどの5ページで言われたのは、鴨庄は丸の書いているところの厚東川水系だけですよね。じゃあ関係ないところの給水人口が入っているのはいかがなものかという考え方ですよ。だから全体は、確かに給水人口はそうだけど、広域の時にはその辺のところをもっと厳しく分けられたらどうでしょうかと、そういう御意見でいいですか。はい、分かりました。

中島好人委員 最初めくったところのこれまでの経緯がありますけども、議会に対する経緯の状況。

岩佐水道事業管理者 前回も中島委員から指摘を受けまして、ほかの議員からも受けました。確かにおっしゃるとおり、こういう大事なことを議会にその都度報告するべきじゃないかと、ごもっともです。実は25年にで

きたときはその辺の合議がなされた、書いてあるとおりですが、少なくとも26年の7月の皆さんにこれを差し上げた段階では報告してもよかつたかなと思ったのですが、その後、私確認をしました。というのは25年にそういうふうな方向で研究しようよと、そのためには研究会を作ろうね、これは上から両局長が言うよりも自由な意見で捉われないで建議しようじゃないかということになったようです。それで各市から4名で作られたものが26年7月でした。つまり、管理者側からいうと答申を受けたという形になっています。だから私も水道局長として宇部の水道局長に答申を受けたのだから本当にどこまでやるのかを腹をくくって話そうよということで両局長と話し合いをしました。話し合いをした結果、広域というのは本当に検討していかなきゃいけませんねと。そのためにはコンサルタントを入れましょうねと。だけどこれは水道局だけの問題ではなくて、これは市を挙げての問題になりますねと。ということで両市長にしっかり報告して御理解をいただこうということで2月26日になった経緯があります。つまり答申を受けてそれをどうするかということを試行錯誤していたというところが言い訳です。ですが、おっしゃるように途中でこんな立派なものできたのだから、この時期に報告すべきだと思っていますので重ねておわびを申し上げたいと思っています。それで今後どうするかということですが、先ほど言いましたように丁寧にその都度説明をしたい。ところがまだ進行形で、まだ決まっていないときは報告できませんので要請があれば途中こうなっていますよという程度になろうかと思えます。先ほど言いましたようにまとまったものは中間報告であり、最後のコンサルトにかけた基本計画だろうというふうに認識しております。

中島好人委員　今は経緯について聞いているわけですから、議長に最初に報告したのはいつか。委員会に報告したのはいつか。経緯です。

岩佐水道事業管理者　日にちは覚えてないですが、宇部のほうが一般質問で広域の一般質問が出るときに、新聞に出ますと小野田の議員が知らないの

に宇部からニュースが流れたというのは困るので、議長と委員長に相談しました。そして委員会は委員長の招集権でございますから、そのときだろうというふうに思っています。しかしながらその時は一般質問を記者が報道しませんでした。ですが経緯としてはそうです。その後はその都度御報告を申し上げたというふうに記憶をいたしております。

中島好人委員 こうした今までの流れとは違う施策とか方向性をするときに、議長なり議会への対応というものはきちんとすべきではないか。もうあれだから今後はぜひ、できるだけその辺は今わからなくても明らかにして欲しい。やっぱりその辺が今後の教訓に私はなってくるのではないかとこのように思います。その辺の確認をしたい。

岩佐水道事業管理者 5月18日に報道発表をするという資料を作っていますからその前だろうと思っています。その前にこういう発表をしたいということだと思っています。今後はいろんな要素がございますので、その都度丁寧に御説明をしたいと思っています。資料が先ほど言いましたようにまとまらなくても委員会のほうからこういう話を聞いたけどどうだろうか。先ほど言いましたようにマスコミさんが報道のところは申しませんが、水道の広域が全体の広域合併につながるのではないかとこのようにニュアンスにとれる。これは世論ですから報道の自由ですからそれを束縛するものはないですけれども、私どもは丁寧に事実関係のみを御報告を申し上げたいと。ですから、まとまって報告するというのも考えていますけどもその前にこういう話を聞いたけどどうなのだろうかというような個人的なことでも結構です。その都度、私に聞いてください。私の責任においてその都度御報告申し上げたい。それで委員会等々公の場についてはその都度資料がそろったときにしていきたいというふうに考えております。

中島好人委員 以前管理者はこの広域化についてはするかしないかということも含めて進めると。今の報告からすると、広域するという流れに沿ってス

ケジュールを組んでいくと。ただ、四つの方法で一番どれがいいのかということを示していますけど、その四つの中にしないという方向は含まれているのかいないのか。

岩佐水道事業管理者 広域というのはよく考えたら決して悪いことじゃないですよ。手法としては。というのは、皆さん公営企業の水道会計をシビアに考えてください。3条会計と4条会計がありまして、3条というのは収益ですよ1年間で水道料金によって、水道料金というのはつまり収益ですね、それをどういう労力、施設を使いどれだけの費用を使ってやったかということ。ところが、資本的収支の4条会計は過去に投資したものの、これから投資するもの等々を計上しているところございまして、民間企業のように両方を同会計でやりますと赤字ですよ。ところが厚生労働省も3条会計のほうを見て全国の90%は黒字だ、黒字だといって、こんな変な会計を流布するものですから水道企業というのは儲かっているという誤解を生むわけです。ですが、こういう中で今厚生労働省が言っているのは広域というのは一つの選択肢でしょ、それから官民連携もあるでしょ、上下水道統合もあるでしょというのが方向としてあります。ありますが、各市の状況全部違います。ですからその辺のところを捉えながら徐々に先ほど言いましたように、「ローマは一日にして成らず」ですよ。それぞれの問題点を厳しく把握しながら解決していかなくてはいけない。ですから、広域というのは選択肢の一つであると考えるのが経済性を考えると一つの選択です。もう一つ、いつも中島委員がおっしゃる公益性、福祉性もあるじゃないかと。これはつまり国の補助金ですよ。これは資本単価という大きな壁がございましてなかなかできないというのが現状です。ですから広域をしないという選択肢はありません。

中島好人委員 今度は市民に向けて、この間も宇部との合併問題かなりいろいろな課題が出てきましたけども特に火葬場の問題、あの時は学校給食と火葬場の二つをずっと説明に行きましたけども、そうした中で宇部市と

の協議の中でいろいろ三つの報告とか出ていましたけども、結局そういう市民の説明会をずっとしてきたわけですけども、この後ここにおいてはそういうありませんという中でそういう市民への説明会は必要ないと考えておられるのか、やるのかどうか。その辺について。

岩佐水道事業管理者　今回は宇部市と一緒にですから、宇部市と双方の考え方を一緒にしたいと思っていて、この前決まりましたのは市民に向けてのPRが必要ですよね、最後これはパブコメにかけることはしましょうねと。これだけは確認されました。じゃあ途中どうするのかと。一つは、市民合意の形成は大変難しいことですよね。市民合意といっても何を持って市民合意かとかという問題もあります。それと、浄水場というのはこれ水をつくる工場です。いわゆる、迷惑施設でもないし工場をいわゆる三つあるのを一つにするのか二つにするのかそれはまだ決まっておられませんけども、その辺のどこでのメリットをどう考えるのか。幸い山陽小野田市には厚狭川水系に今工事している鴨庄の浄水場があります。これの絡みはどういうふうに考えるのか。仮に浄水場を一つにしたときに、そこが機能しなかったときに山陽小野田市は保険として残ります。いろんな考え方があります。これは一つの例ですよ。だから、これが決定的ではありません。ですが前向きに考えることと、もし不測の事態が生じたらどういうふうにするかというのを併せながら考えておくということで、その都度考えていく。しかも予算上に今年市民に対する広報というのを予算化しています。一つはこの前、水道展ということで水道事業っていうのはこういうことやっていますよ。水を作るにはこれだけのコストが掛かりますよというような水道事業に対して市民PRが足りなかったからそれをやっています。秋には広域を含めた関係を少し説明していきたいというふうに考えています。市民合意の形成というのは大変難しいということだけ言っておきます。

中島好人委員　私は今市民合意の話じゃなくて、説明というか状況について。

やはり市民生活に関わる水の問題は非常に重要な問題なので、選択肢と

どうかその辺も市民にきちんと説明する必要がある。そういう中で検討するという中身は、そこまでの話も一遍に飛び越えて市民合意の話をしているわけではない。その前座の話として計画するのもしないのか。今回回答ではパブコメを出すだけの話ですよ。

岩佐水道事業管理者 ありがとうございます。市民合意のことじゃないと聞きましてちょっと肩の荷が下りたなという感じです。ですが、市民には水道の広域とは何なのか、水道事業は何をしているかということは、やっぱり知らせるべきだと思っていますよ。ですからこれは二つありまして、宇部市と山陽小野田市がこの広域に向けて共通の認識をしましたね。だからこれは発表しますという発表の仕方と、山陽小野田市独自の水道事業としての考え方がある、それは説明していきたいということで市民に向けて説明をいたします。

中島好人委員 肩の荷を下ろされると困るのですが、最終的には市民合意という形になるのですが。説明するのもしないかというところを確認したわけで、説明されるということですので是非そういう方向で。ただ、やはり広域というのは大きいほうと小さいほう、大きいほうは進めたがる。小さいほうは嫌とは言えないけども、どんどんどんどん吸収されていく可能性というのは十分あるということは認識されているのではないかと思いますけど、どうですかそれは。

岩佐水道事業管理者 確かに中島委員のおっしゃる大きいところは小さいところを吸収する可能性はあります。御承知のように規模が山陽小野田市と宇部市では2倍とか3倍ぐらいの規模ですよ。全部がね。効率を見られたら小野田のほうがいいです施設を使っている効率が、つまり多大な投資をしているのに使っている効率が悪い。民間やったら許されない効率ですよ。でも過去は許されたのです。この辺がやっぱり経済性が薄いなって考えているところです。それで、資料2をちょっと説明します。今おっしゃった懸念ですね。つまり大きいところ、あるいはいろいろな水

道事業が将来どうあるべきかという観点じゃなくて、他の要因で引っ張れることがよくあるねと広域には、そういう懸念を持っています。ですからここを見ますと宇部市と山陽小野田市の構成メンバーが違いますね。宇部のほうが多いですよ。宇部が多い理由は、次長が3人で副局長が入っているから多いです。次長というのは宇部の場合はガス局があり、上水があり、下水がありそして副局長それぞれの次長を外さない、これは宇部の事情ですよ。だから市によってはそれぞれの事情があるのは知っています。ですがそれをノーとは言えません。ですから決定事項につきまして、つまり検討会の議決はどうやって決めるのかという話をしました。一回目の準備会の議事録をしっかりと見させてもらいました。つまり決定については全会一致が望ましいと、多数決で決めるのではないということは確認しています。これは準備委員会のときも申し上げましたし、9名の報道陣がおられた検討会のときにも私があえてそこだけ強調いたしておりますので、その検討委員会で決まらなかったら必ず持ち帰ってここにある幹事会、そして更に必要だったら専門委員会に下ろして再度その議題を挙げていくという手法をとらせていただいております。

中島好人委員 その人数の確認ですけども、ここで見ますと検討委員会では宇部市が9人で山陽小野田市が5人。幹事会でいえば、宇部が5人で当市が4人と。下の専門部では宇部が7人で当市が5人という構成ですよ。

原田水道局次長兼総務課長 先ほどの補足説明です。幹事会のメンバーについてですが山陽小野田市の場合、水道技術管理者と工務課長を兼任しておりますので5人対4人ですが、実質的にはこれについてはそういう形でバランスをとって話をしたいということでわざわざ幹事会を設けておるといいう形です。検討委員会の中で全ての意見の調整をせずに、その課題を検討するとなるとどうしても数とか声の多いほうとかいうことになりやすいわけですが、そのための調整機関として幹事会を設け

ておるといふ形になっておりました、このメンバーにつきましては両市水道事業の生え抜きの職員だけで、本来長年水道事業についていろいろな意見を持ったもの同士がはっきりと物を言いながら決めていきたいということで、この幹事会を設けております。

杉本保喜委員 今検討体制の話が出たのでちょっとお尋ねします。右側のほうの関係図のほうに専門部会が三つに分かれています。この説明だと最初に計画作成専門部会を立ち上げて、それから部門別に分かれるというような説明を受けたのですが、検討スケジュールを見るとその辺のところが明確には示されていないですね。気になるのはその専門部会がそれぞれ分かれてコンサルに発注する。その辺のところはかなり煮詰めておいて発注することになると思うのですが、このスケジュールを見るとその辺りが定かではないので、ちょっと説明をお願いします。

原田水道局次長兼総務課長 スケジュールのほうに今専門部会一つだけのものしか挙がっていないというのはおっしゃるとおりでございます。それで、今こちらとしても宇部市の上下水道局と調整中なところではございますが、今両市の中で検討しておりますのがこの基本計画作成に伴いまして詳細な調査が必要になってまいります。これについては、水道事業全般について諸々の調査をいたします関係で事務系、技術系それぞれ詳しい専門部署の担当職員からのいろいろな情報提供等が必要になってまいります。その関係で事務系、技術系の専門部会を6月から7月くらいにかけて立ち上げることになると思いますが、この辺りはまだ煮詰まっておられませんので今後この業者が確定するぐらいまでには何とか立ち上げを行いたいということで今協議をしておるところでございます。

杉本保喜委員 コンサル発注は確認をしたいのですが、大体どの辺りを今定めておるのですか。

原田水道局次長兼総務課長 時期的なものでございますか。時期としては先ほ

ど申しましたとおり、6月末から7月上旬ぐらいに入札を執行したいということで考えております。

杉本保喜委員 常識的に考えると、この表でいくと三つの専門部会に分かれて今言われる現場の意見も捉えながら形を作っていくということですが、今のお話だと6月から7月の間にそういう形でやっていきたいと、そしてコンサル発注が8月くらいということですが、ちょっとこの辺は早急すぎるのではないかなと思う。私常々思うのですが、コンサルに発注する場合にはかなりのことを正確に伝えて動いてくれないとコンサルそのものが宙に浮いた形の回答になってしまう恐れがあると思うのですが、その辺りはどのようにお考えですか。

岩佐水道事業管理者 これは私が懸念したところでございまして、おっしゃるとおりです。ですから、この研究報告書はそれなりによくできています。しかしながら専門的かというとその辺のところはちょっと懸念がございます。それで、先ほど言いましたように発注するときにはこの検討ものと両市の現状、つまりいろいろな計画案とか財政とかです現状をしっかりと把握したものを提出してくださいよと、そうしませんと金太郎あめみたいになって全国同じようになってコンサルがやったことが何もならないですよ。やっぱり今度の広域にふさわしいもの仕上げてくださいなということ。ですから今はコンサルに発注する内容について先ほど言いました専門部会4項目ございます。それはしっかりしたものをまず提供して、コンサルタントに見ていただき並行しながらどの時期に報告されて技術屋の部会だとか総務、財政を含めたものとソフトとハードのところの部会が必要になってくるので、それに参加していく。ですから、投げっぱなしじゃなくてコンサルから報告を受けながら試行錯誤を繰り返す手法でやりたいというふうにお願いしています。そうしませんと、これは大井委員からも前に指摘があったので、丸投げしたらだめですよ。議長のほうからも内部でできる要素もあるのではないかとこのあたりありまして、それだとコンサルタントを頼む意義がないですよ。

その辺はおっしゃるところ十分に私自身が理解していますので、一番やかましく検討委員会に申し上げた手法の一つです。

杉本保喜委員 わかりました。確認をしたいのですが、そうすると6月辺りから各専門部会を立ち上げて、この専門部会というのは3月くらいまでそれぞれがしっかり動いてコンサルタントをちょうちょうはっしをやりながらやっていくということで理解してよろしいですね。

松尾数則委員長 よろしいですか。ちょっと待って、答えはいいのね。要望なのね。

岩佐水道事業管理者 お答えは先ほど言いました、そういう手法をとります。

長谷川知司委員 3点ほど質問させていただきます。まずは、別紙概要説明書の中のページ3、下の枠ですね。宇部市のほうの有収水量の減が8%なのに山陽小野田市が17%減この理由は何ですか。

原田水道局次長兼総務課長 これにつきましては、それぞれこの研究会の中で一番厳しいと思われる状況に基づいて予測をしたものであるというふうに考えております。宇部市がどの程度これについて厳しい内容で伝えたかはこちらでも分かりませんが山陽小野田市としてはできる限り現状を考える中で厳しい状況に陥った場合ということでこの数字を作っております。

長谷川知司委員 そのように、これだけについても宇部市と小野田市の考え方が違うと。そのこと事態で合併話し合っとうまくいくかどうかはすごく疑問です。この差というのは普通では考えられない差ですので、ここはもっと詰めるべきであるし、こうやって外に出すのであれば詰めたものを出すべきだと思います。この数字の違いというのは、もう不信感を私たちに与えていると思います。次、2に入りますね。広域に入る前に、

宇部市と山陽小野田市のそれぞれのインフラ整備の差をどのように把握しておるか。今うちは鴨庄の浄水場もやり替えているし、西見峠のところの配水池も整備しておると。ところが広域化したとたん全部宇部市のほうのインフラ整備に金が回るというのでは市民は納得できない。広域になるまえにお互いのインフラ整備をきちんと整備率を整えておかないと意味がないと思います。そこはどう考えていますか。

岩佐水道事業管理者 それは長谷川委員、私が常にお答えしているアセットマネジメントができていないのに、将来の設計を作るのはおかしいと。今山陽小野田市には事業計画と財政計画が29年までできています。アセットマネジメントができていないのです。だから本当に全体の施設つまり配水池であるとか浄水場だとかそういう施設と管ですよ。管がどうなっているのか分からないのに、全体計画できるわけがないですよ。そういう時期に宇部との広域があると。そうすると現状の資産管理ができてないのにどうなのかと。それでこの前の長谷川委員の一般質問の途中で今回はやめますとおっしゃったけど、私がちょっと申し上げたところはそこなのです。つまり宇部はアセットマネジメントが終わっています。御承知のようにこういうことですよと公開もしていますよ。でも山陽小野田市はそこまでできていないと、この差のある中で広域になった途端宇部より遅れているから資料が出せないとなると大変じゃないですか。ですから、その辺はしっかりそれぞれの試算をどうなっているか厳しく把握しないと、広域はできないですよ。民間の合併でもそうですよ。つまり会社同士が中身を正直に出してこうだと、それでこういうところが問題あるねと。問題あるのをすぐにできないからやれるところからやっていこうと、こういうふうなステップを踏まないということではできませんし、市民に対しても不信感を与えるし、議会にも説明できるわけがないので、その辺をきちんとアセットマネジメントができれば山陽小野田市の現状の分析と将来分析をしつつ、コンサルタントにも仕上げた段階で持っていくます。ただし27年の終わりですから、今進行中のものでも必要とあれば出していきたいというふうに考えていますの

で、御懸念のところはしっかり把握してうちのスタッフにも指導したいというふうに考えています。

原田水道局次長兼総務課長 補足ですが、研究会の報告書のほうに一部管路については両市の更新の状況が載っております。報告書の11ページのところの、もしお持ちでしたら御説明しますが（「具体的な数字はいいです」と呼ぶ者あり）はい分かりました。大雑把な形で御説明させていただきますと、管路の更新につきましては現在宇部市のほうが更新は進んでおります。ただし、浄水設備、浄水場関係の整備については山陽小野田市のほうが鴨庄浄水場の整備等進めている関係もございまして進む形になります。今後の両市の施設整備の課題となりますけど、山陽小野田市の場合はこれまで特に山陽地区については石綿管の解消、浄水場それから配水池の整備を進めてまいりました関係で、残っているのは老朽管ですね。特に旧小野田市の中の創設当初から残っている管も一部ございましてそういった管の更新事業でございまして。特に管路の更新事業は今後必要になってくるという形です。対しまして宇部市の場合につきましては浄水場の更新事業、それが一番の大きな課題となっております。ですので、ちょっとジャンルが違うのですがそれぞれ非常に大きな更新事業の課題を抱えておるといふ形です。それぞれバランスを取って更新事業をやっていかないとはいけませんので、それぞれ片側だけ力を入れるということは、今後の水道事業の運営そのものに例えば修繕が頻発するとか浄水場で水が作れなくなるとかそういった問題も起こりますのでバランスをとりやらないといけないこととなりますので、もし今後広域を行いまして片方の市のために両市の水道料金を充てるという事にはならないのではないかとこのように考えております。

長谷川知司委員 同じ出資であればそれでいいですし、広域になる前にそれを整備しておくということなのですね。例えば課題となっております宇部市であれば、宇部市と旧楠町との管路の整備はどうなのか。山陽小野田市であれば、小野田と山陽のほうの管路の整備はどうなのか。そういう

こともきちんと踏まえて今後同じインフラ整備の率でやっていただきたいということでございます。質問3にいきます。今説明を受けた中ではお互い水道局の内部で協議をしておると。それから、今度のコンサルについてもあくまでも水道局発注の中での専門業者と。私たちから見ればそうじゃなくて外部の第三者のチェックはどうなのかというのがすごく不安で疑問であります。そのことについて、どう考えているか。

原田水道局次長兼総務課長 今現在ですね、この辺りにつきましては検討委員会という形で管理者が先ほど広域は絶対やらないといけないという話があったんですが、この検討委員会の中では極端な話を言いますと、100%広域統合するということから、検討内容にもよるのですがその内容について全く山陽小野田市側にメリットがなくデメリットしかないということになれば、ないとは思いますが0%もあるとは思いますが。実際には広域化のメリットというのは大きくデメリットを上回るものがあると思いますので、管理者が言われましたとおりこれをやらないという方向にはならないのかなというふうには思っております。ただ、今現在はそういった検討をしておるところでございまして、この内容をもって確定するわけではないと思いますし、そのために中間報告の内容をそれぞれお知らせさせていただきまして、そこでは十分な意見をいただきたいというふうに考えております。特に執行部側にとりましては、議会は市民の代表ということで捉えておりますので十分な議会のほうの御検討もいただきながらこれによりまして方向性を検討していきたいというふうに考えております。

岩佐水道事業管理者 一番分かりやすいのは4ページですね。水道事業広域化研究会の研究内容という、この段階的にピラミッド型になっていますけれども、施設の共同化があつて、管理の一体化があつて、経営の一体化、事業の統合、こういうふうに進んでいくというピラミッド型ですよということですので将来の広域のあり方については広域の形態やってというふう

ずというところがありますので、短期、中期、長期のロードマップを作っていかななくてはいけないなということの中で浄水場の統合というのは一つの課題ですねということで、この辺のところを考え方の基本だというふうに御理解ください。

長谷川知司委員　ちょっと私の質問の趣旨と回答が違います。私が言いたいの  
は水道局の皆様がお互い自分たちで話し合っ  
てやるというのはいいのですが、それが水道局の中におるがために見えないところがあるわけですね。だから第三者の外部で専門的なチェックがいるし、コンサルにしてもあくまでもお宅たちが使う業者ですからものが言えない場合があります。きちんと指摘してもらうためにも第三者の専門的な業者をチェックとして入れるべきではないかと、特に中間報告の前にはそれを見ていただいてチェックしていただくべきではないかということです。

岩佐水道事業管理者　コンサルタントだから第三者機関のコンサルタントという意識です。あと発注する時の発注する側の姿勢ですよ。全部任せたらだめですよ。ですから何を求めてコンサルタントから引き出すかということです。これは常に厳しい関係、緊張関係でもたないと皆さんの税金を使ってコンサルタントをお願いするわけですから、おっしゃるような懸念があるような発注をしたらまずいですよ。ですからその都度まず1回目はコンサルタントに発注する内容をこうこうしましょうね。こういう内容は初めから金太郎あめみたいにならないようにできるだけシビアなものを出しましょうね。出したら専門家として意見が返ってきますね。そうすると更に専門部会が要りますね。こういうことを繰り返しながらいこうということで、長谷川議員のおっしゃるところは一つの懸念ですからそれは発注する側の姿勢ですよ。それは私ども今浄水場と配水池を作っていますけど、コンサルタントにプロポーザルのやり方でやっています、そこについても大変厳しい要望をしていますし、検討の工程委員会にもかなり私は厳しく申し上げておりますので、宇部であっても同じような姿勢はとるつもりでございます。

長谷川知司委員 余り言い合いになってもいけませんので、今の局長の考えはそれでいいと思います。私が言いたいのはそうでなくて、水道局に關係ない第三者の見方が必要ではないかというのを言っておるのであって、これについては今後の報告書の中でまた検討させていただきます。

松尾数則委員長 それで岩佐局長、広域以外は考えていないというような強い発言があったのですが、基本的にまだデメリットばかりということでしたら広域もという議会側の意見もあると思います。その辺のところをもう少し。

岩佐水道事業管理者 おっしゃるように、デメリットが大きかったらやめるべきですよ。当然。広域をするときに何ら勉強もしないで予測もできないで握手しましょうかというのは相手にとっても失礼ですよ。ですから私どももしっかりと広域はどういうものになるのかと予測をしています。予測の範囲の中では広域在りきだというふうに考えている。もし実際に具体的な検討をしていったら、これやっぱりまずいよ、こういうところ大問題があるからしないほうがいいよというのが時期の問題なのか金の問題なのか人の問題なのかと、まずは予測をしておかなくてははいけませんね。当然方向付けの中に予測しないで手を握るというのはやっぱり無責任なことなので、その辺はありません。しかしながら、やってみるといろんな要素が出てきたときにデメリットが多ければ議会にも諮りますけど、やろうと思ったけどこういう状態です。断念しなければいけませんねということになるかもしれませんが、今のところは想定をした中ではそれはない。つまり広域に向かっていくほうがいいなということで検討委員会を立ち上げたというふうに御理解をください。

中島好人委員 今のちょうど4ページを開けて、要するに④に広域化の最大のメリットは浄水場の統廃合にあるということですから、高天原がなくなって中山浄水場にいくか、あるいはその逆かという形になるはずですよ。

岩佐水道事業管理者 5 ページの表ですよね。浄水場は四つあるけど丸で囲んでいるところが厚東川水系ですね、そのときに大体皆同じように老朽化しています。広瀬、中山、高天原どういうふうにするのかということが検討課題です。それが三つを一つにするのがいいのか三つを二つにするのがいいかもこれも検討課題です。ですが、浄水場が古くなったときに元々水道だとか消防だとか安全安心のところというのは広域性が高いですよ。重なるところに経費を掛けるというのは経済性が物すごく悪いですから、当然その辺も加味しながら今検討していくということになります。ですから今のところは三つを一つにするか二つにするかは検討しています。

中島好人委員 消防の場合はいろいろ事業者が直接消防に関わる手続きとか消防署に結構書類を作ったりするわけですけども、水道の事業における市民との水道料金とは別個にそういった業務とかそういうのは結構あるものではないものですか。その辺はどうですか。

原田水道局次長兼総務課長 水道の関係につきましては水道使用者として一般的市民が関係するところと申しますと、水道を使うときの手続とか中止されるときの手続とかそういったところ。あとは家庭内の修繕が起こったときに、こちらのほうで修繕を依頼されるとかその程度の内容でございまして。ですので、これについては仮に完全統合されたとしても、それほど市民の方が困られることにはならないかなというふうに思います。特に一般的なものにつきましては、あと水道工事をされる業者さんですね。そういった業者さんの水道工事の申請手続等がございまして、これらも基本的には今現在もほぼ内容が近似しておりまして、一緒になったとしてもそれほど不都合が起こるといってもないのではないかなというふうに考えております。

杉本保喜委員 ちょっと確認をしたいのですが、工業用水はこの度の対象には

入ってないわけですね。

岩佐水道事業管理者 入っておりません。

大井淳一郎委員 先ほどから浄水場の統廃合について話が出ておりますが、一方でまた配水池も山陽小野田市が13か所、宇部市が21か所と40年以上経過した配水池が全部で12か所あるというふうに報告書には書かれておりますが、当然配水池の適正配置等が問題となってくると思うのですがそちらの検討状況はいかがでしょうか。

岩佐水道事業管理者 おっしゃるように配水池は山陽地区がすごく多いですね。これは簡易水道的なものを統合したという過去のいろんな山陽町の歴史がございます。ですから集落が小さいのに水道事業等を取り入れたということで、大小様々10か所くらいあるのかな。小野田の配水池は2か所で賄えているということで歴史的な背景がありますのでなかなかそういうふうに割り切れません。しかしながら、本来全体を見て配水計画をすればカバーできることこの配水池はいりませんよね。アセットマネジメントを今やるのではなくて、施設をするときからやらなければおかしいですよ。おかしいけどできていないから遅ればせながら今やっています。両方の配水池に対する全体の考え方も当然この中に入ってくるというふうに認識いたしております。

大井淳一郎委員 アセットマネジメントの話が出ました。宇部市ではマッピングシステムというもので管路管理体制ができているということなのですが、広域化になってからの共同利用となると少し小野田側のアセットマネジメントがちょっと遅れてしまうところがあるのですが、先行利用等は難しいのかもしれませんが、結局この現在行われようとしているアセットマネジメントが広域化によって何らかの影響があるのかについてお答えください。

原田水道局次長兼総務課長　今山陽小野田地区のほうのアセットマネジメントは作成中のごさいまして、予定としては今年中くらいにできるという形で考えております。これにつきましては、老朽化施設の更新事業を検証するという内容のごさいまして、宇部市と山陽小野田市が仮に広域統合を行ったとした場合につきましても、共同で更新できる施設というのは浄水場を除けばほとんど管路になりまして、これは宇部市と山陽小野田市の境界を接している一部の管路のみのごさいます。ですので、それほど全体事業には影響しないような金額になるものというふうに考えておりますので、やはりアセットマネジメントで必要となる更新事業につきましては、浄水場を除けばほぼ必要になる事業だということで、それそのものが影響を受けるということはないというふうに考えております。

大井淳一朗委員　一般市民にとって一番影響があるのは水道料金だと思いますが、山陽小野田市と宇部市とでは料金体系が違います。そちらの統一とか上下水道の関係も宇部市と山陽小野田市では違うのですが、そちらの統一化、現段階で課題となっている点が分かればお示してください。

岩佐水道事業管理者　水道料金につきましては、双方に検討しなくてはいけないというふうに思っています。御承知のように水道料金の作り方が違うわけですね。ここでは使用量、用途別、口径別といろいろありますのでこれは検討しなければいけないというふうに考えています。もう一つは上下水道の統合の関係ですね。宇部は上下水道統合して山陽小野田市はまだ違うということですが、これについては統合後のメリット、デメリットを検証しておるところがかなりあるわけですよ。余りメリットを見出されておられません。御承知のように一般質問でお答えしましたけど公営企業会計に近々下水道もなるのですが、その公営企業の適用を受けたときにきちんと下水道が機能を果たしてできるかというのは大変疑問ですので、山陽小野田市の場合は当分下水道が51%程度で借金を200億抱えて公営企業の企業性を持っていないところと一緒になれませ

んよ。なったら水道局のほうがやれなくなりますので、その辺は今の下水道課のほうも一般質問の中で今まだ施設整備の段階で水道局のように改修段階になっているから統合をするという段階じゃないので、早急なことなんてしませんよという、それで今合意していますので当分山陽小野田市の場合は上下水道の統合はありません。しかしながら宇部はやっているのですその辺がネックになるのではないかということですが、ネックになる要素もあるかもしれません。ですがそのことによってじゃあ山陽小野田市が、宇部が上下水道統合しているから一緒にやりましょうということにはならないというふうに考えています。

大井淳一郎委員 確認ですが、必ずしも宇部と広域化になったとしても上下水道を山陽小野田市が統合する必要はないということでしょうか。そういった形ができるのですか。上水道だけの広域化とかいうのが。

岩佐水道事業管理者 可能です。

中島好人委員 広域化されれば、議会との監視ではなくて一部事務組合となつて何人かで議員なので議会が構成されてそこで運営されるという方向になるわけですね。

岩佐水道事業管理者 これは先ほど言いましたピラミッドのところの完全事業統合というときにはそういうことになろうかと思えますね。ですから広域は一日にして成らずということで、短期、中期、長期のロードマップを作りながらステップ・バイ・ステップしていくと。そのときに当然議会にも諮らなくてはいけないし、水道局だけの問題ではございませんので、宇部市、山陽小野田市全体の問題として取り上げていくと、進むときそのときにはしっかりと市民に相談しなさいよと、説明しなさいよということですから、その辺を先ほど言いましたように宇部と共通するものの発信、それから単独ものと分けながら皆様方に御報告したいという

ふうにご考慮しております。

松尾数則委員長　それでは水道事業広域化について質疑のほうはこれで打ち切りたいと思います。この内容については今後ともいろいろと広域化という大きな問題ですのでやっていきたいと思っていますので、また御迷惑でしようけどよろしくお願ひします。それでは水道局、お疲れさまでした。続きまして下水道課、部長はまだ来られてないですよ。ごめん、半まで休憩。

---

午前 11 時 22 分休憩

---

---

午前 11 時 30 分再開

---

松尾数則委員長　それでは休憩前に続きまして議案第 53 号平成 27 年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算その第 1 回について、を審議いたします。まず執行部のほうから。

佐村建設部長　議案第 53 号平成 27 年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）につきましては消費税の修正申告を行う必要が生じたため、所要の補正を行うものです。詳細につきましては下水道課のほうから説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

柴田下水道課長　柴田といいます。この 4 月から下水道課に参りました。説明をさせていただきます。議案第 53 号は、平成 27 年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）についてであります。今回の補正は、平成 23 年度から平成 25 年度までの消費税の修正申告に伴う追加納付額及び延滞税と平成 26 年度分の確定申告額及び平成 27 年度分の中間納付額の不足分を計上するものです。歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ 7,889 万 2,000 円を増

額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ31億1,706万5,000円とするものです。

まず歳出から説明いたします。5ページ、6ページを御覧ください。1款下水道事業費1項下水道事業費1目下水道事業一般管理費22節補償、補填及び賠償金126万5,000円の増額は消費税の修正申告に伴う延滞税です。27節公課費7,762万7,000円の増額は消費税の修正申告に伴う追加納付金と確定申告と中間納付の不足分を計上するものです。

次に歳入について御説明いたします。同じく、5ページ、6ページを御覧ください。4款繰入金1項一般会計繰入金1目下水道事業費繰入金1節下水道事業費繰入金7,889万2,000円の増額につきましては、歳出補正額を計上するものでございます。内容を詳しく説明いたします。修正申告額について説明させていただきます。資料1-1を御覧ください。下水道特別会計による消費税の納入額です。決算年23年、申告年度24年、確定申告の期限は次の年の9月末になっております。だから23年度分の確定申告は24年の9月末が納付期限になっております。修正申告額1,249万2,000円、当初申告額既に納めている納付額ですね、141万1,200円、当初申告との差額1,108万800円、それに伴う延滞税、これ予定額、返済日が決まっておりませんので47万7,000円。同じく決算年度24年、申告年度25年、修正申告額1,518万1,500円、当初申告額12万3,100円、当初申告との差額1,505万8,400円、それに伴う延滞税49万円。決算年度25年、申告年度26年、1,528万7,800円、当初申告額170万700円、当初申告との差額は1,358万7,100円、それに伴う延滞税29万8,000円。3年間の合計が修正申告額4,296万1,300円、当初申告額323万5,000円、当初申告との差額が3,976万300円、延滞税が3年間で126万5,000円になります。

なお、平成23年度から平成25年度までの下水道使用料で預かった消費税額の収入は、年間大体2,600万円程度になります。その2,6

00万円程度から1,500万円程度を納付ということになります。消費税納付額の算定につきましては、実際は、決算書、決算統計を基にかなり複雑な計算式により算定しておりますが、分かりやすいように、単純化した形で説明させていただきます。本来、消費税は、下水道使用料として預かった消費税を税務署に納めるものです。その際、必要経費として、こちらが支払った消費税分を控除してもらえます。資料2-1を御覧ください。下水道事業の主な収入としましては、下水道使用料、国の補助金、起債、一般会計繰入金です。主な支出については、どのお金を充当しているか分かるように、色分けをしています。青色の国の補助金と黄色の起債につきましては、下水道の建設費に充当することになっております。緑色の一般会計繰入金につきましては、総務省の要綱、繰入基準に従って充当しています。消費税の必要経費として認められるのは、使用料で預かった消費税を使ったもの、すなわち赤色の使用料収入で支払った消費税です。主な支出の中で赤色の汚水処理管理委託費、これは水処理センターの業務を委託しています。委託費の消費税になります。これは全額控除してもらえます。下水道建設費のうち赤色の単独分で支払った消費税も控除していただけます。人件費や起債償還金については、使用料で収入を充当していますが、もともと消費税が課されていないので、控除はありません。一番下の星印のところを読みます。起債は償還時、返済ですね、どの財源、下水道使用料収入又は繰入金ですね、充てられるか分からないため一旦借入時は納税額から控除されるが、償還時に一般会計繰入金で充てたものは控除額から差し引かれることとなります。これが消費税納税額の式を書いています。下水道料金で預かった消費税、それから汚水処理委託費で支払った消費税、これは委託業務で支払っております。それから工事費になりますと下水道建設費で支払った消費税、これは赤い部分ですね、正に下水道使用料を充てています。黄色い部分、下水道建設費で支払った消費税で、起債で支払った消費税でこれも控除の対象となります。起債償還元金を一般会計繰入金で支払った場合の、もともと借りたときに使った建設費で支払った消費税ということでこの式になります。青色の国の補助金が充てられた建設費で支

払った消費税は、明らかに使用料収入を充当していませんので、控除されません。しかし、黄色の起債については、借り入れしているもので、償還時に、どの財源が充当されるかは分かりません。青色の国費に関してはそのままいただく形です。しかし黄色の部分は借りていますので、返します。その返すのに財源がはっきりしていません。返還時にどの財源から充当するか分かりませんので、一旦は、全額控除される必要経費として認められる制度になっています。黄色の起債の場合は借りたときには全額消費税が控除されます。これは将来、償還金の財源は、全額使用料収入で充当されるという想定になっています。実際の償還金が全額使用料で充当されれば良いのですが、一般会計繰入金で充当された元金償還金の部分については一旦、使用料で充当されるという想定で、消費税を控除されていますので、返還時に、その年の消費税控除額から差し引かれます。これが起債の難しい部分で借りたときには全額控除してもらえらるけど、返すときには下水道使用料で返せばそのままだけ一般会計繰入金で返す部分に関してはその返した年に差し引かれるということですね。1回は借りたときに控除されているのでという意味です。

次のページを御覧ください。よりイメージしやすいように、数字を使って説明いたします。しかし数字はあくまでも便宜上で、若干実際とは違っている部分もありますので、便宜上の数字として見ていただきたいと思えます。まず下水道使用料で預かった消費税、下水道使用料を5億と仮定しましてその5%で2,500万円、汚水処理管理委託費で支払った消費税は管理委託費を1億としましてその5%で500万円、下水道建設費単独で支払った消費税、単独少ないので5,000万円の5%で250万円と、起債で支払った消費税は3億の5%で1,500万と、一般会計繰入金で借りた当時に支払った消費税これは起債として借りた当時建設費で使った消費税ということで2億5,000万の5%で1,250万と、これを差し引きしますと1,500万になります。これが正しい式でありまして、今まで間違っておったのがその下です。起債というのは非課税ということで、繰入金が入ったものについても非課税として引いておりませんでした。下の式のほうになりまして250万円と

いう非常に小さな数になっておりました。これが今までの違算の内容になります。ちょっと本当はもっと内容は複雑なのですが、簡単にいうと起債の取扱いで返すときに一般会計繰入金で返した分もそのままずっと控除したままになっていたということで、処理しておりました。

次に、延滞税について説明いたします。延滞税は、年率2.8%から4.3%と申告した時期によって違いますので、それぞれ税率を日割計算で算出しております。なお、実際の納付につきましては、議会の議決後、速やかに修正申告を行い、同時に納付しようと考えております。

次に、資料1-2を開いていただけますか。これは、修正申告ではなく、これから納付する平成26年度の確定申告及び平成27年度の間納付額になります。26年度の確定申告の納期限は、平成27年9月末、27年度の間納付は、平成27年12月末と平成28年3月末となっています。これらについても、今まで間違った算定により納付額で予算を組んでいましたので、今回修正をして不足分を補正いたします。読み上げます。決算年度26年、申告年度27年、概算申告額2,700万、当初予算額174万、当初予算額との差額が2,526万、決算年度27年度、申告年度28年、修正申告額1,350万、当初予算額86万、当初予算額との差額1,264万。26、27の確定申告及び中間納付の合計が概算申告4,050万、当初予算額260万、当初予算額との差額が3,790万になっております。これ前回の25年と大分違いますがこれは消費税が5%から8%に上がっていますので、その分申告額も増えております。収入額のほうも25年度までは大体2,600万円程度だったのですが、26年度に関しては4,200万円と消費税の収入も上がっておりますので、その分消費税の支払いも増えております。まだ26年の決算が確定しておりませんので、26年に関しては概算額で挙げております。以上説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

松尾数則委員長 以上で執行部のほうからの説明が終わりました。委員のほうから質疑を受けたいと思っております。いろいろ分かりづらいところが

あるかもしれませんが。再度もう一回読み直してみたら。質疑ありますか。

中島好人委員 消費税の計算ミスというのはどういう形で発覚したのか。その辺のところはちょっとよく分からないので再度お願いしたい。

柴田下水道課長 27年の3月末が26年度の消費税の中間納付になっています。そのときに他市の状況と比較させてもらったときに本市の納税額が他市に比べて著しく少ないことに疑問を持ち、下水道課内で検討、精査いたしました。他市というのは光市ですね、うちより人口は少ないですけど、下水道規模は同じぐらいの市になります。これが消費税の予算額が26年で3,700万とうちは百七十数万と全然違う数だったので、それで下水道課内で精査をさせていただいて法令とか消費税法その他調べてみると内容が過少申告になっている状況でありましたので、厚狭税務署のほうに自主的に3年間の修正申告をしたい旨を伝えました。併せて農業集落排水事業についても公共下水道と同じ算定をしていましたので、併せて修正申告したいという申し出をいたしました。内容につきまして、追加納税額につきましては、厚狭税務署にアドバイスをいただきながら算定をさせていただきました。もう一点これがいつから間違っていたのかというのが正直言ってはつきり分かりませんが、分かっているのは合併の平成17年以降はこの方式でやっていたと思います。

中島好人委員 当然のように話されているけども、やはりよそと比較して発覚したと、明らかに事務のミスですということから出発しなければいけないのではないかなと思ったのですが、違いますか。

佐村建設部長 今回の件につきましては明らかに算定の誤りがありまして、修正申告を速やかにする必要があるということでこういう補正を上げさせていただいております。当然延滞税とかも付いているわけですからこれにつきましては大変皆さんには御迷惑をおかけしているということ

でおわびいたします。これからこの件につきましては理解が当然深まりましたので、これから同様の間違いは発生しないというふうに考えておりますが、下水道事業につきましては使用料なり負担金なり皆さん市民の料金を扱うところですので、気を引き締めて法令等よく周知しながら研さんを積みながら進めてまいりたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

松尾数則委員長 議会に謝ってもしようがない。どなたか意見ありますか。

長谷川知司委員 合併前の算定、小野田市側と山陽町側の算定はどうだったのかを教えてください。

柴田下水道課長 今資料が余り残ってなくて、分かっている部分では若干小野田市側と山陽町側と算定方式が違っておったみたいですけど、結局両方とも同じ金額ぐらいにはなったので今の算定方法になったということで聞いております。

長谷川知司委員 両方とも勘違いをしておったということなのですか。

柴田下水道課長 その辺がちょっと定かではございませんけど、一応合併時に両方の旧小野田と旧山陽が話をしてこの方式でいいのではないかとということで進められたそうでした、それ以前は申し訳ない、資料が残っておりませんので、よく分かりません。

杉本保喜委員 さらに消費税が上がるという話もあるわけですね。そうした場合に私たち個人的にも消費税に関わる場所は税務署の指導を受けながら申告をするというのは常識的なところなのですが、この度は後で税務署に相談に行って今の形になっているということですからもっとそれを出発点からやっておたらこういうことにならなかったとは思われませんでしたか。

柴田下水道課長 済みません。正に言われるとおりでございます。かなり消費税の算定が地方自治体においてはかなり難しい算定方式になりますので、やってはいけませんけど前任者に倣って今までやっていたということで今回しっかり反省をさせていただいてきちんとやっていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

中島好人委員 確認ですが、僕は初めこの表を見たとき修正申告額と当初申告額。当初申告額を多くすれば延滞税が少なく済むのかなというふうな感じでつかんでいたわけですが結局きちんとやっておれば延滞税も掛からないというふうな結果ということで考えていいのでしょうか。

柴田下水道課長 言われるとおりで延滞税は差額に対するパーセントで出していますので差額が大きいほど延滞税は大きくなっております。

大井淳一郎委員 今回延滞税は当然なのですが、正規の算定に基づく消費税を今後納めていくということで桁も大分違うということもあります。これが今後下水道事業あるいは下水道の料金に何らかの影響を及ぼすのか、これについて今どのように考えておられますか。

柴田下水道課長 現時点ではありません。そこまでは下水道料金に及ぶことまでは考えておりません。今下水道の計画に対してそれが遅れるとかというのもまだ考えておりません。

大井淳一郎委員 質問はもう一点あって下水道事業ですね、これがこのことについて例えば停滞するとかそういうことはありませんか。

柴田下水道課長 ありません、現時点はないと考えております。

松尾数則委員長 延滞税を払わなければいけない。これ当然一般会計から払う

ようになりますよね。この延滞税については。そうしますと山陽小野田市民の税金が使われるわけです。先ほど済みませんという話があったけど、市民の方にどうやって謝るのですかこれは。このことに関して。これだけ迷惑を掛けたと。そのつもりはあるのですか。

佐村建設部長 委員長が言われたとおり税金から支出することになりますので、まずこの誤りについてこういう議会という場がございましたので、当然そこで具体的にどういう間違いがあったのかというところを詳しく説明し、先ほどおわび申し上げましたけどこういう場でまずはおわびをする必要があるというふうを考えております。市民の場にというところはどういう形があるのかはちょっと今分からないのですが、まずはここでおわびと言っても中身がどういうことだったのかというところを分かっていたかかないと何を謝っているのかということになりますので、ここでおわび申し上げたいと思います。

松尾数則委員長 確かに何らかの形で市民に僕は何か説明をする義務があるというような気がしますし、額的にはこういった額ですけれどもそれでも何ぼこれは1, 200万、結構な金額ですよ、でも。農水も入るわけですかね、逆に言えば。

杉本保喜委員 ちょっと言いかけたのですが、また消費税が上がるというような話も出ていますので、申し継ぎの中にも今回の轍を踏まないようにぜひ数式的なものも含めて計算の仕方をしっかり申し継ぎをしておいていただきたいと思います。

柴田下水道課長 今回先ほど言いましたように税務署からアドバイスいただいておりますので、この算定方式をしっかり引き継いでいきたいなと思います。それからチェックのほうも任せきりじゃなくてしっかりと二重、三重チェックをしながら行きたいと思っています。また消費税のいろいろ研修等もございますので職員も派遣をしてしっかりとレベルアップ

を図っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

大井淳一郎委員 結局、まず1点目は税務署の指摘を受けて動いたのではなくて自主的に庁内でやられたのは本当ですか。その点について。

柴田下水道課長 指摘を受けたわけではないのですが、税務署のほうから納付時にちょっと額的に少ないなという話も若干あったのは事実です。それは別に指摘ではなくて、納付時にそういう話はございましたけどそういうことでうちも他市を調べたという状況がございます。

松尾数則委員長 話は元に戻るかもしれませんが、何でもこういうことになったか。下水にはそういった例えば消費税とか会計専門の事務職の方はいらっしゃるのですか。例えば水道はいらっしゃいますよね。同じような特別会計をやっているけど。下水のほうにはそういった会計専門にやられている方がいないことがこういう事態を引き起こしたということはありませんか。

佐村建設部長 そういう専門というのをどういうふうに捉えるかちょっと難しいですが、当然そういう経理を扱う職員、事務職の方がおられるわけですね。水道の場合はそう多くその方が変わるということはないのでしょうか。市の下水道課につきましては異動とかっていうこともございますので、最初がいつかというのはなかなか難しいところなのですが、そういう算式というのを理解した上でできておればこういった間違いもなかった。逆に言えば単純に一つの理解がどっちだったかによって変わった。状況が違っていたということもありまして、専門の人がいないからこういうふうになったというわけでもございませぬし、当然体制として私どものそういう経理がこれから下水道も企業会計化というところも求められておりますから、当然その辺の経営ということも語れる人材というのも私は求めていくというふうに考えております。ですから今までそういう人材いなかったからこういうふうになったということでは

ございませんけど、ただ誰がこうのというところまでは分かっておりませんがそういう取り掛かりの理解が足りなかったという状況でございます。

松尾数則委員長 1時から開始したいと思いますので、ここで一旦休憩します。

---

午後0時休憩

---

---

午後0時59分再開

---

松尾数則委員長 時間前ではございますけども、議案第53号、休憩を取りまして53号を続行したいと思います。いろいろ質疑したのですが、柴田課長この下水道料金の消費税の問題、全国的に以前からいろいろと難しいと、問題があるよという話はあった、そのことは柴田課長御存じだったのですか。

柴田下水道課長 申し訳ありません。私この4月に参りましたときにこの話がありましたのでそれで調べた状況で、それ以前の消費税の問題は存じておりませんでした。

大井淳一郎委員 一応確認というか少なくとも合併後まではこのことが分からなかったということですが、本来であればそこからずっと払わなければいけないのかなと思いつつ3年で済んだというのは、時効との兼ね合いということで理解してよろしいでしょうか。それとも交渉の中でやったのか。

柴田下水道課長 これは国税通則法というのがございまして、今回のケースに当てはめると3年ということです。法にのっとってそのまま3年ということになっております。時効の関係で3年。3年以前は問われないということになっております。

松尾数則委員長 質疑のほうは以上でよろしいですか。質疑のほうこれで打ち切りたいと思います。討論、採決に入りたいと思いますが、討論のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）採決に入ります。それでは議案第53号平成27年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成でございます。以上をもちまして議案第53号は原案どおり可決するものと決しました。続いて農水のほうに入ります。議案第54号平成27年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）についてを審議いたします。執行部の説明を求めます。

柴田下水道課長 議案第54号は、平成27年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正は、平成23年度から平成25年度までの消費税の修正申告に伴う追加納税額及び延滞税と平成26年度分の確定申告額及び平成27年度分の中間納付額の不足分を計上するものです。歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ230万7,000円を増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ8,717万円とするものです。

まず歳出から御説明いたします。5ページ、6ページを御覧ください。1款農業集落排水事業費1項農業集落排水事業費1目農業集落排水事業一般管理費22節補償、補填及び賠償金3万1,000円の増額は消費税の修正申告に伴う延滞税で、27節公課費227万6,000円の増額は消費税の修正申告に伴う追加納付金、確定申告額と中間納付額の不足分を計上するものです。

次に歳入について御説明いたします。同じく、5ページ、6ページを御覧ください。2款繰入金1項一般会計繰入金1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金230万7,000円の増額につきまして

は、歳出補正額を計上するものです。内容につきましては、公共下水道と同じですので説明を省略させていただきます。補正額の内訳については、資料1-1及び1-2に載せております。1-1を御覧ください。1-1は下の段に農業集落排水事業の特別会計が載っております。同じように23年が修正申告額89万2,600円、当初申告額67万7,700円、当初申告との差額が21万4,900円、延滞税予定額1万1,000円、24年の分が修正申告87万1,700円、当初申告額61万5,300円、差額が25万6,400円、延滞税が1万円、25年度は修正申告額が81万円、当初申告額50万5,500円、差額が30万4,500円、延滞税が1万円、3年の合計が修正申告額257万4,300円、当初申告額179万8,500円、差額が77万5,800円、延滞税総額が3万1,000円となっております。次のページ1-2をお開き願います。下の段が農業集落排水事業の26年度と27年度、26年度の確定申告額これも決算額がはっきりと出ておりませんので、概算でいっております。26年度が150万、当初予算額が50万、当初予算の差額が100万ということです。27年の中間納付に関しましては概算額が75万、当初予算が25万、差額が50万ということで2年の合計概算申告額が225万、当初予算が75万、当初予算との差額が150万となっております。集落排水は三つございますけど、公共下水からするとかなり規模が小さくなっておりますので、金額のほう小さくなっています。また集落排水は建設工事が今ございませんので、控除額も少なくなっております。

松尾数則委員長 以上で執行部のほうの説明は終わりました。質疑のほうを議員から受けたいと思います。

中島好人委員 下水道の関係と資料の1-1ですけども、要するに下水道関係では当初申告額がものすごく低いですよ。10%ぐらいですけども。農業の集排水はもう80%ぐらい入れているから延滞税

が少なくて済むというかその辺の比率の違いというのはどういうふうにかえたらいいのですか。

柴田下水道課長 集落排水につきましては一般会計繰入金が多くなくて、元金償還金に充てている金額が少ないのでその差額が少なくなっております。

長谷川知司委員 修正申告額、これにつきましては23、24、25は大体80万円台ですが、26、27につきましては150万円台。この差は何ですか。

柴田下水道課長 先ほど公共下水のほうもかなり差額ありましたけど、5%から8%に増えています。その分だけ下水道収入も増えておりますけど、払う額も増えてくると思います。5%の消費税率が8%に増えたのでその分増えています、両方とも。

松尾数則委員長 ほかに質疑ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なければ討論、採決のほうに入りたいと思います。討論がある方はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決のほうに入ります。議案第54号平成27年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

松尾数則委員長 全員賛成であります。以上をもちまして議案第54号は原案どおり可決すべきものと決しました。どうもお疲れさまでした。引き続きやります。次都市計画ですね。

（執行部入替え）

松尾数則委員長　引き続きまして議案第61号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたしたいと思  
います。まず執行部のほうの説明を求めます。

森都市計画課長　それでは議案第61号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本手数料徴収条例の改正は、平成27年6月1日施行の建築基準法の改正によるものです。お手元のほうに建築基準法改正の概要の資料をお配りしていますので、そちらを御覧ください。従来、建築物の移転、いわゆるひき家に関しては、同一敷地内のみ可能であり、他の敷地へ移転する場合は新築扱いになっていましたが、今回の改正により特定行政庁が認める場合には敷地外への移転が可能となりました。建築確認申請等の手数料につきましては、建物の延べ床面積で算定していますが、同一敷地内への移転の場合は、既存不適格として取り扱うため審査処理時間が短く、申請床面積の2分の1で算定することとしております。しかし、今回の改正により可能となった敷地外への移転の場合は、建築物については既存不適格として取り扱うものの、移転先の土地については制限等の審査が必要となってまいりますので、算定の床面積を申請床面積に設定しております。この設定につきましては、山口県及び県内の特定行政庁と同じでございます。このように、「移転」に関する建築確認申請等の手数料が、同一敷地内の場合と敷地外の場合とで異なることとなるため、手数料徴収条例の別表第13中の「移転」の前に「同一敷地内において」を追記するものです。以上説明を終わります。

松尾数則委員長　執行部のほうの説明が終わりました。議員のほうからの質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

大井淳一郎委員　この改正の趣旨と申しますか、なぜこのような改正がなったのかお分かりいただければ説明してください。

迫田都市計画課建築指導室長 建築指導室の迫田と申します。ほかの敷地への移転については既存不適格建築物の移転は本来認めるべきではないが、伝統的な建築物等そのほかの敷地に移動できないのであれば保存ができないということがありますので、今回このような法改正ということでお聞きしております。

杉本保喜委員 当市においてそれに該当するものが現在ありますか。

迫田都市計画課建築指導室長 私が把握しているものはございません。

長谷川知司委員 既存不適格扱いということですが、既存不適格扱いでない普通の建物でもこういうことは可能なのですか。

迫田都市計画課建築指導室長 既存不適格ではないものというのは本来の新築と同じになります。ですから既存不適格という先ほど申しましたように建築物ひき家ということになりますので、基礎がある建築物というのは全て該当しません。ほかの敷地に基礎を築造して動かすものというのは全て新築という扱いになりますのでこの移転には該当しません。伝統的で基礎がないもののみが移転可能ということになります。

河崎平男副委員長 厚狭地域の枕流亭が随分移動しましたよね。こういう建物については該当しないということですか。

迫田都市計画課建築指導室長 済みません、私存じてないのですが、基礎があるということですので該当はしないと思います。

杉本保喜委員 ちょっと突っ込んだ質問になるかもしれませんが、この改正に至った大きな理由の説明というのはあったのですか。

迫田都市計画課建築指導室長 済みません、ちょっとその辺りは存じておりません。いろいろ建築基準法の改正、以前ありました構造計算偽装問題以降の大改正ということでさまざまな改正が行われております。その中の本市が該当するものの一部ということで今回させていただいております。ですからその経緯というのがちょっと済みません存じていません。

中島好人委員 この資料の説明では既存建築物に対する制限の緩和を行うように改正すると。緩和とありますけども、こっち側の議会説明、こっちのほうの説明でいけば建築物を移転した場合にあってはとあるのですが、改正は同一敷地内においてと何か緩和というよりは反対に制限されているように捉えられるのですが、緩和でよろしいのでしょうか。

迫田都市計画課建築指導室長 ほかの敷地へというのが、本来移転が不可能で新築扱いというふうになっていたと。ですから今回特定行政庁が認めたものに関しては移転が可能になる。ですから建物本体に関して既存不適合を適用するということになりますので、緩和という形になります。

大井淳一郎委員 特定行政庁が認めた場合ということですが、これは当市がやるということで理解してよろしいのでしょうか。

迫田都市計画課建築指導室長 当市の該当物件といいますのは、小規模の木造等の物件等になりますので、その該当物件であれば当市が判断する形になります。それ以外は山口県の管轄になります。

松尾数則委員長 市が扱う特定行政庁がこの山陽小野田市が扱うというのは4号建築物。そういう床のないようなものが4号建築物と認められるのですか。基礎がないような。（発言する者あり）以上、質疑等はよろしいですか。質疑はこれで打ち切ります。討論、採決のほうに入りたいと思います。討論のある方はいらっしゃいますか。それでは採決のほうに入ります。議案第61号山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条

例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則委員長 全員賛成であります。以上をもちまして議案第61号は原案どおり可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。引き続いて議案第60号山陽小野田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを審議いたします。

森都市計画課長 それでは議案第60号の説明をさせていただきます。本条例の改正も同じく建築基準法の改正によるものでございます。他の敷地へ移転が可能となったことによるものですので、本条例の第5条既存の建築物に対する制限の緩和の条文にある建築行為の「増築」と「改築」に新たに「移転」を追記するものです。以上です。

松尾数則委員長 以上で執行部のほうの説明を終わりました。議員のほうの質疑を受けたいと思います。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは討論、採決のほうに入りますが、討論のある方はいらっしゃいますか。（「なし」と呼ぶ者あり）採決のほうに入ります。議案第60号山陽小野田市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

松尾数則委員長 全員賛成であります。以上をもちまして議案第60号は原案どおり可決するものと決しました。どうもお疲れさまでございました。続いて今日の本命の中小企業、これはですね40分からにしたいと思いますが、集められるかね。じゃあ、40分から。

---

午後1時32分休憩

---

---

午後 1 時 4 0 分再開

---

松尾数則委員長　それでは休憩をときまして、本日最後の議案であります議案第 5 9 号山陽小野田市中小企業振興基本条例の制定についてを審議いたします。執行部のほうの説明を求めます。

姫井産業振興部長　失礼します。本日は中小企業振興基本条例の御審議を賜るということでございます。この中小企業振興基本条例は中小企業の振興は大切ということで制定をいたすというものでございます。どうか御審議のほどよろしくお願いいたします。それでは担当課長のほうから御説明を申し上げます。

白石商工労働課長　失礼いたします。それでは事前に配布いたしました資料に基づきまして説明をさせていただきます。議案第 5 9 号山陽小野田市中小企業振興基本条例の制定につきまして、御説明をいたします。最初に資料の 1 ページを御覧ください。条例の概要についてまず説明をさせていただきます。

1、条例制定に向けた背景としましては、本市の発展は市内の大多数を占める中小企業が、市の産業・経済基盤を支え、地域の活性化や雇用創出等に貢献し、重要な役割を担ってきました。近年の経済情勢は、回復傾向にあるものの、地域経済を取り巻く環境は厳しく、とりわけ中小企業は企業間競争の激化等厳しさを増しております。このような状況の中、全市を挙げて中小企業の振興を図るため、本条例を制定いたすものでございます。

2 番目の条例の概要でございます。本条例は、本市中小企業の振興についての基本理念、基本方針を定め、市、中小企業者、大企業者、関係団体等と市民の役割や協力等を明示し、中小企業の振興の基本となる条例でございます。前文と 9 条からなっております。

3 番目の本市中小企業の振興の推進体制でございます。中小企業の振

興は、市、中小企業者、大企業者、関係機関等及び市民の5者が、中小企業振興の推進を一体となって取り組むことの必要性を理解し、相互の協力によって推進することを表しております。

それでは、条例の内容の説明をさせていただきます。資料の2ページを御覧ください。資料の2ページ以降の逐条解説によって説明のほうをさせていただきます。2ページの前文には、本市の産業の歴史や特色を記述しております。条例制定の背景として、市内の大多数を占める中小企業が市の産業、経済を支え、地域の活性化や雇用創出等に貢献し、本市の発展に重要な役割を担ってきていること。近年の経済情勢は、回復傾向にあるものの、中小企業を取り巻く環境は依然厳しさを増していること。条例制定の趣旨といたしましては、本市が更に活力ある発展をするため、本市の経済を発展させるためには、中小企業の発展や活性化が必須であり、中小企業の振興が市民生活の向上につながるものであること等を市民の皆様にご認識していただくこと。中小企業の振興は、市、中小企業者、大企業者、関係機関等及び市民が一体となって取り組むことへの理解と相互の協力が必要であることを示しております。3ページをお開きください。

第1条には、条例の制定目的を示しています。本条例は、本市の中小企業の振興に関する基本的な方向性を示す、いわゆる理念条例とするもので、中小企業の振興について、市の責務、中小企業者の役割、大企業者や関係団体等の協力、市民の理解と協力を明確化しながら、相互が一体となって推進し、もって本市経済の発展及び市民の生活向上に寄与することを目的としております。

第2条では、本条例で使用する語句について定義しています。第1号の中小企業者、第2号の小規模企業者につきましては、中小企業基本条例に定められているものとしておりますので、参考として、中小企業基本法第2条を記載しております。第4号の関係団体等につきましては、大まかな団体等を例示しております。パブリックコメントの意見を参考に商店街振興組合を追記いたしました。5ページの下線部分を御覧ください。先般の委員会の御意見を参考に、更に内容を分かりやすくするため、

金融機関には、銀行や、信用金庫、信用組合等を、学術研究機関等には、本市の特色を踏まえ御理解いただくため、山口東京理科大学等の大学、工業高等専門学校、山口県産業技術センター等、具体名を追記しております。

第3条では、第1条の目的を達成するための基本理念として、一つ目に中小企業者自らが新商品の開発や新しいサービス等を提供するなど、既存の経営にとらわれない経営革新や経営改善が重要であること。二つ目として経済環境や社会環境の変化等、中小企業を取り巻く経営環境は常に変わることから、このような変化に対して中小企業者が対応できる支援が必要であること。三つ目として中小企業の振興は、市の支援や中小企業者だけの経営努力だけでなく、大企業者や関係団体等及び市の5者が相互に協力する必要があること。以上、中小企業の振興に関する三つの基本理念を示しております。6ページを御覧ください。

第4条では、第3条の基本理念に基づき、中小企業の振興のために、市が実施する施策の基本的な方向性として、一つ目に関係機関と連携を図り、中小企業者自らが新商品開発や新サービス提供等に取り組める支援をすること。二つ目として「経営基盤の強化」のため、市の制度融資の見直しや拡充を行い、支援すること。三つ目として中小企業を支えるのは「人」であることを再認識し、人材育成や雇用の安定のために、関係機関と連携し、支援すること。7ページを御覧ください。四つ目は、「中小企業者の受注機会・販路拡大」の支援を掲げていますが、この条例が、商工業者のみならず、農林水産業や観光産業を担う中小企業者も対象としていることを、より御理解いただけるよう、農林水産業につきましては、ブランド化や販路の拡大等の支援に努めること。観光産業につきましては、観光情報の発信強化や名産品推奨等に努めることを追加いたしました。5番目として「起業や後継者育成等」のため、円滑に起業することができるよう、また、人材育成が図れるよう、関係機関と連携を図りながら支援をすること。六つ目に中小企業者のうち大部分を占める小規模企業者の活性化のため、関係機関と連携を図り、経営規模等に応じた支援をすること。七つ目に関係団体等の連携の促進について、

山口東京理科大学等の学術研究機関との連携を図ることを追記し、産学官の連携を強調させていただいております。以上七つの基本理念を明記しております。

第5条には、中小企業の振興のための市の責務を示しております。市として地域特性に適した中小企業の振興を総合的に行うことを明記しています。そのため、中小企業振興推進計画の策定を行い、施策の内容を明確化するとともに、推進に当たっては、5者の協力が重要であることから相互の連携、協力を図りながら、効果的な施策の実施に努めることを明記しています。また、具体的な施策内容を盛り込む推進計画の策定に当たっては、中小企業振興協議会、これはまだ仮称でございますが、を設置し、必要な調査や研究を行うこと、成果について検証を行い、その実施状況を公表することを追記いたしました。8ページを御覧ください。

第6条では、中小企業者の振興を推進していくための中小企業者の役割として一つ目として自主的に「経営革新や経営基盤の強化」に努力することが必要であること。二つ目として継続して働くことのできる労働や職場環境の整備、人材育成、従事者に対する福利厚生の実施等に努めることが必要であること。三つ目として地域活動やまちづくり等への貢献や経済や社会環境への配慮、市民に安全で安心な商品やサービスの提供等を行い、市民生活の向上に貢献する必要があること。以上三つの役割を示しております。9ページを御覧ください。

第7条では、中小企業の振興を推進するために、大企業者や関係団体等の協力が必要であることを示しております。関係団体等の説明は第2条第4号で定めておりますが、より分かりやすく御理解しやすいように、それぞれの団体ごとの協力内容の例示として、下線部のとおり、商工会議所等の商工団体は、中小企業者や事業活動や経営の相談、指導、融資の紹介等を、金融機関は経営の相談、融資の円滑化等を、学術研究機関等は、新商品や新技術開発等の支援や研究開発等の協力にそれぞれ努めることを追記いたしました。

第8条では、中小企業振興を推進するためには、市民の理解と協力が

必要であることを示しております。市民の理解を深めるため、中小企業者等と市民の交流及び連携を促進することを追記いたしました。第9条では、本条例の施行に係る規則等の必要な事項は、市長が定めることとしております。なお、この逐条解説に追記しました下線部分を実現するための具体的な施策は、今後、策定する推進計画の中に盛り込んでまいることとしております。それと済みません、附則ですがこの条例は可決いただきましたら平成27年7月1日からの施行ということにさせていただきます。以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則委員長 以上で執行部のほうの説明が終わりました。引き続きまして議員のほうから質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

大井淳一朗委員 前文のところで中島委員のほうからデフレという表現は必ずしもマッチしていないのではないかという指摘があったかと思うのですが、先ほど白石課長のほうは企業間競争の激化等と言いましたが、デフレという表現はやめたのですか。

白石商工労働課長 済みません。全文を読み上げますとちょっと長くなる関係で代表的なものだけという形で説明のほうをさせていただきました。

松尾数則委員長 デフレは入っているということね。

中島好人委員 言うことを聞いてもらったのかと。そもそもデフレとは何か分かりますか。中学生やないからあれですけども、結局物価が下がっているということでしょう。本当に物価が下がっているという認識を持っているの。物価下がっている。今ね、そこにある言葉は10年か20年前くらいの経済状況の、今デフレであると経済学者が言ったことをそのまま言っているのではないですか。今はむしろ円安による物価高が問題にな

っているわけですよ。それなのにデフレで物価が下がっていると言ったら、ばかかと言われませんか。大丈夫ですか。しかも条例ですよ。ちょっと口で言ったものではないですよ。真剣に僕が言ったことを捉えたのか。ずいぶん前からこのデフレという経済状況を判断していいのかと問うているのだけでも、デフレと判断してまた出したわけですよ。いいのですかそれで。

姫井産業振興部長 中島委員が言われるのは分かります。ただ、いわゆるデフレ経済というのはまだ続いているのではないかとふうに私は思っております。必ずしも全般的に好景気になっておりませんし、デフレというのはまだ今もあるのではないかなと私は認識を持っております。

中島好人委員 今インフレとかやデフレとかによって経済状況を判断する状況じゃないですよ。経済状況は全く変わっていますよ。国内で生産して国外に輸出するというような状況じゃないですよ。今外国で生産して外国なんかで消費しているというか、そういう状況だから今インフレとかデフレとかの水準で物事を、経済状況を把握するのはおかしいのではないかという、改めて言うけどもね。そういうのでいいですか、経済状況は変わっていますよ、地盤が。

姫井産業振興部長 まだ必ずしもデフレから脱却してないというふうに経済状況はそうようになっておると思います。それと、中島委員がおっしゃられるように確かに刻々と経済状況というのは変わっております。この間、財務事務所ですか山口県の財務事務所が今までは景気が持ち直しつつあるというようなことを、確かに国も山口県内の経済状況も言っておりましたけど、ちょっと今そうではないということも発表されております。よって、日々景気というのは変わっておるというのは十分に認識しておりますけども、まだデフレからは脱却してないのではないかなと判断しています。

中島好人委員 僕は今脱却とか今デフレ状況にあるとかインフレ状況にあるとか、その判断はすべきではないと、いいよこの辺はどうでも、ある意味では。だけどこれを作ったのはどこかと、山陽小野田市が、最近の見てみなさい、デフレという言葉を使ってないよ。むしろアベノミクスで格差が生まれて、金融緩和で円安になって物価高になるというのが経済状況でしょう。まだデフレを使うかね、恥でしょう。

姫井産業振興部長 ここに書いてございますけど、近年の状況ということで市場ニーズの多様化とか企業間競争の激化等そしてデフレと、個人消費の低迷ということで、その中の一つの要因とデフレも一つの要因で中小企業の経営は厳しいですよという今経済状況をここではうたわせていただいております。

中島好人委員 なぜかたくなに出したものを変更しようとしめないのか分からないですけども。そういう恥ずかしい経済分析はやめなさい、宇部市でも僕も状況をみるけどね、ないよ。やっぱりそこをデフレという言葉で今の経済状況をひとくくりにはいけないと、だから宇部市はグローバル化として全体的な世界状況をいっているわけですよ。経済状況をグローバル化と。デフレなんて部分的な物価安みたいなところをいってないですよ。

大井淳一郎委員 中島委員が言われように、現在がデフレ状態かというのはやはり意見が分かれるところではありますし、条例は別に来年急が変わるわけでもないですよ。定めたら中長期的にこれが生きてくるわけですよ。ですから中長期的に耐え得る表現で揃えないといけない中でデフレという表現が適切なのかということの中島委員も言われていると思うのですがいかがでしょうか。

姫井産業振興部長 このデフレも一つの要因で、まだ物価についても低迷しておりますし個人消費もまだ私は低迷しております。その中

で一つの表現方法の中小企業の厳しい状況の一つの表現としてデフレという言葉をここでは書かせていただいております。

大井淳一郎委員　だから今がデフレかどうかということもあるかもしれないけど、この条例は中長期的に耐え得るものでなくてはいけないと思っています。その中でデフレ状態が10年も20年も続くのかというと、今そうではないという意見がある中でそのような表現が適切なのかということを行っているわけです。それをなぜあえて残さなくてはいけないのか。そのほかの少子化とか、市場ニーズの多様化とかは中長期的にあり得ることだろうけど、このデフレについてはそうじゃないという意見が出ているにも関わらず、なぜかたくなに残すのかというのが私はどうも。

中島好人委員　ちょっと平行線なので、この辺はちょっと納得するわけにはいかないのですが、ここでずっとやり取りしてもあれなので、ここは一端保留して次のほうに。

松尾数則委員長　次の質問ですね、どうぞ。

中島好人委員　僕は目的のところの関係で、やはりきちんと学術研究機関と金融機関は今これの協力なしには中小業者はやっていけないので条例に明記するべきではないか。明記されたかね、変更されたかね。これはもう前からみんな委員会でもすべきではないという意見が多い中でもしないと、こういう話なのですか。

白石商工労働課長　この条例につきましては理念条例、基本的な条例ということで、このたび条例のほうの文言のほうには加えさせていただいておりませんが、思いとしては金融機関、学術研究機関等との連携が大切ということで逐条解説のほうにその旨を御理解していただくように追記のほうをさせていただいております。

中島好人委員 解説の中に入れておるからいいじゃないかという話ではないですよ。やっぱり条例にきちんと位置付ける、それだけ中に加えたのなら何で条例の中に加えられないのか。僕はね、様々な状況を見ると学術研究者がいろいろ研究して、それで中小企業者がそれを作るとかもっとその辺の協力をしながら、新しい分野、新製品に挑戦していく、そこに活性化が生まれてくる状況というのはあるのですが、そういう中でやはり学術研究機関と財政的な中小企業に対する支援をしていく金融機関というのは、ちゃんと条例にうたうべきではないか。そんなものは条例でうたう必要はないと、こういう判断ですか。

姫井産業振興部長 学術研究機関あるいは金融機関というのは関係機関等という中に入れさせていただいておるところでございます。その中でこの度商店街の振興組合のほうは、はっきりと商工団体の一つとして明記をさせていただいております。よその条例がうんぬんではないのですが、よその条例につきましても金融機関とか学術研究機関というような表現で多くは逐条解説の中で金融機関とはというような表現では、本市の場合も金融機関とは銀行と信用組合、信用金庫というような表現もさせていただいておりますし、学術研究機関とはということで理科大と高専それから産業技術センターというようなものがございまして、それらと一緒にあって連携を図っていくのと、それと産学官、特に学術研究機関とは産学官と一緒にあって中小企業を支援していこうというような表現をさせていただいております。よその条例が具体的に書いていないからというようなことではございませんけど、これはあくまでも基本条例でございますので基本的な部分をこの条例では明記をさせていただいておりますということは御理解いただけたらと思います。

中島好人委員 基本的なことだからこそ、今この当市の特徴でもあるのよ、やっぱり大学があり工業高校がある。けどそういうのを一つ一つ今みたいに言えと言っているわけではない。学術研究で用途のところは理大とか入れればいいわけで、金融機関といたらそれで金融機関でいいです。

それで中身の銀行は別にその用途でいいのだけど。だから、その関係団体をひとくくりにする必要が全くないじゃないですか。だから、その学術研究と金融機関関係その二つを入れるのに何をこだわるのか僕は全く分からない。条例の中になぜそれを入れられないのか、解説の説明の中にもっと詳しく入れましたとか。

姫井産業振興部長 用語の定義の中で第2条の第4号、関係団体等という中で商工会議所、商店街振興組合、金融機関、学術研究機関ということで関係団体等というのは定義をさせていただいて、用語の中でははっきりと示させていただいておるところでございます。

中島好人委員 それはあくまでも用語の説明であって、その条例の中で一緒になってやっていきましょうという基本理念じゃないわけですよ、用語の問題はね。だからきちんと目的の中に、そういう協力の中に中小企業者の振興を図っていくというきちんとした目的にしてもいいのではないかとやっているのです。

大井淳一郎委員 少し細かいことを言わせていただくと、第1条に中小企業者の役割、大企業者、関係機関等って書いていますよね。ところが第2条の用語の4号は関係団体等って書いてあります。大体こういう定義規定と目的の言葉の整合性がないといけませんよね。だからどっちかにそろえないと、関係機関とですよ、第1条の目的は、第2条の第4号が関係団体等となっていますよね。文章の違いだけかもしれないですけど、普通これ揃えるはずですよ。これはまずくないですか。だから他の条文も関係団体等となっているのですが目的だけは関係機関等になりますよね、基本的に。これは条例全体に関わることですよ。

松尾数則委員長 どなたか答えられますか。単なるミスプリント。すぐ答えが出ないの。単なる間違いでしたとか。

姫井産業振興部長 申し訳ありません。確かに議案においても第1条は関係機関等と、我々関係団体というふうに全部何回もみたあれでしたけど、この辺の整合性はちょっと私もここで修正ができるのかどうかありますので、ちょっとこれは保留させてください。

松尾数則委員長 いろいろ修正することがいっぱいあるかもしれないのでいいや。続行しよう。これだけじゃないかもしれないので。議案のほうは続行します。

杉本保喜委員 前回私たちがいろんなことで意見を述べまして、その意見は結局詰まるところ理念条例ではあるけれども、我が山陽小野田市としてのカラーが必要ではないというふうに言いましたよね。まあ逐条解説を除いた形で私たちの資料として最初にいただいているのですが、この中でどこが我が山陽小野田市のカラーとして打ち出せるものですよといえるのかをちょっと教えてください。

白石商工労働課長 条例につきましてはあくまで基本条例ということで、シンプルにというかどなたでも分かるように長く使えるという形で共通的な定め方というのを定めておるのが本市の条例の特色だと思っております。

杉本保喜委員 大雑把にいうとそういうことになるかもしれないけれども、例えば宇部市、私がよく宇部市を引っ張り出してくるので、しかし宇部市が一番近いところなので、しかも同じ産業都市の形を取っているということから私はここに例としていつも挙げるのですが、例えば市の責務をうちの市の責務と比較したときに責務になってないわけですよ、うちの条例は。努力義務みたいになっている。その辺のところを検討してくれと私は前の会議でも要望を挙げたのですが、それといくら理念条例とはいえですね、責務という言葉で挙げている以上は本当の責務らしい文言にする必要があると思うのですが、その辺りは検討されたのでしょうか。

白石商工労働課長 第1項につきましては「するものとする」ということで義務的な定め方というか言い回しをしておると考えております。2項につきましては市民を含めた五者の連携によるものというのが前提でございますのでこのような表記にさせていただきました。

杉本保喜委員 それはちょっとおかしいと思いますよ。結局この市の責務という言葉でくくる以上は、市がリーダーシップを持って周りの協力を得ながら効果的な施策を実施するということになると思うわけですよ。ここに努めるものとするというのはちょっとおかしいのではないかと。努めるということは努力目標ですよ。責務ではないと私は解釈しているのですが、いかがでしょうか。

姫井産業振興部長 市の責務という表現で第5条はいたしております。これもまあ市の役割というようなところもありますし、いろいろな表現方法があるところでございます。我々としてはあくまでも第1項につきましては総合的に中小企業の振興を図っていくというのは当然市の責務というふうに理解いたしておりますし、2項につきましては中小企業者、大企業者、関係団体、市民等これら皆さん市を挙げて連携をしながら施策を実施、協力を得ながら一緒になって施策を実施していくというものでございますので一応努めるというような、相互連携ですので努めていくというような表現をいたしておるところでございます。

杉本保喜委員 リーダーシップを持ってやる人は、どなただと思いですか。

姫井産業振興部長 これは当然市の責務でございますので市でございます。

杉本保喜委員 であれば、努めるものという言葉は排除するべきではないですか。なぜここに努めるものとするというのにこだわるのか教えてください。

姫井産業振興部長 先ほどの御回答と重複しますが五者連携でございますので、実施に努めると、推進していくという意味合いでございますので努めていくというような表現方法をさせていただいておるところで、市だけでやる場合については実施するということがいいですけど。

中島好人委員 責務というのは語句にならないというのが責務だと、この問題についても前にも指摘している点ですけども、先ほどに戻るけども大井委員が言った問題については、パブリックコメントで意見としてでていますよ。ここに書いてある関係団体等の表現について中小企業団体と関係機関を追加してとこう示しているのですがどういうことかとか、違うのはどういうことかというふうに、もうちゃんと意見として提案されていますよね。それを無視していますよね。それで今また検討しますというような回答。これは、いささかどういうことかというふうには思っているのと、基本方針、かなり私も言いたかったことが四つの点に丁寧にちゃんと意見を言う人が居るのだなと感心していたのですが回答は何かと、推進計画の中に反映してまいります。一生懸命考えてきた人に計画の中に反映してきますではなくて、条例の中に僕はきちんと基本方針として入れるべきだと。同時に本会議でもあったように、循環型経済を目指すとかそういう基本方針が僕は必要だというふうに思うけども、姫井部長も答弁の中でおっしゃるとおりです循環型経済は大事ですと、この中に865億円があるけどもその辺のところを地元が還元しているのかという質疑に対して、循環型が必要だというふうに言うならそこはちゃんと明記するべきではないか。一番根幹になることではないかと私は思います。これは現在の地方をめぐる特徴でもある。だけどそういう現在の流れを掴まずに従来型の考えではだめです。今の状況にあった条例を制定すべきです。

姫井産業振興部長 景気の循環のことでございますけど、良の循環というか好循環というか確かにそうしたいと、究極な一つの例としてはこの条例を定めるというのは市内で好景気の循環を進めるというのが一つの大きな

目的でもあります。当然それに当たっては何度も言って恐縮ですけど、この条におきましては基本条例、基本条例はあくまでも総論的な意味合いでございます。各論につきましては推進計画のほうで明確化しながらやっていきたいというものでございます。何でこの条例を作るのかと申しますとやはり中小企業の振興が大切と、中小企業の振興につきましては大部分という表現をいたしておりますけどもほとんど99%、100%に近い市内の事業所が中小企業者でございます。その中でも小規模企業者、中小企業者の中でも更に従業員の少ないところは小規模企業者になります、市内の大部分を占めているのが中小企業でございますのでとにかく中小企業の振興をして本市の経済を発展、好循環に進めていきたいというものでございますので、条例は基本的なこと市の基本方針を書きまして総論と、各論につきましては推進計画の中で市の特性をもった推進計画を策定してこれまで以上に中小企業振興を図って行きたいというものでございます。

中島好人委員 決して私が言っている問題は各論的な問題ではない、計画的な問題ではない。根幹をなす方向性の問題ですよ。だから全部明記しなさいというのではない、循環型を目指すとかパブリックの四つの問題点とかは根幹中の根幹でそれに基づいた計画を立てていく、推進計画を立てていけばいいわけであって、だからそういうのを条例として盛り込んでなんらおかしくないし今の時代を担っている問題ではないかと私は思うのですが。決して小さな問題ではないですよ。なぜ条例に盛り込もうとしないのですか。まだいっぱい計画というのはまだまだでできますよ。

姫井産業振興部長 この条例の策定に当たりましては、他市の条例も確かに参考にいたしました。他市においては例えば7条くらい、今本市の場合は9条で御提案をさせていただいておるところでございますけど、7条くらいのところもありますし、あるいは十二、十三条くらいのところもございます。どれが一番ということはございませんけど、我々としてはここに書いてある9条が最善であるというふうに認識をいたしております。

具体的なというともたまたまあれですけど、基本方針、それと基本理念を書かせていただいておりますので、思いは一緒でありますし、中小企業振興を進めていかなければいけないという熱い思いは持っております。ですから条例の表記の方法はいろいろあるかとは思いますが一応我々としては基本的な部分を条例で明記をさせていただいておりますということでございます。

中島好人委員　なぜ循環型社会を、今よそもそういう状況というのはたくさんありますよ。今の経済状況の中からですね地域経済の循環及び活性化に資する事業を行う方向とかね。やっぱりその中で地方創生とか国もそういうふうな方向で活力あるものというふうに進めよるわけでしょう。それを基本にしましょうというふうに、それがこの基本理念として入らないわけですか、循環型社会という。基本方針の中に、循環型経済というのは計画の中に盛り込まれたらいいという問題ですか。なぜ条例の中に盛り込もうとしないのですか。

姫井産業振興部長　何度もあれですけど、基本方針のほうで七つほど出させていただいております。それらを進めることが好循環と市内の景気の好循環に結びつくというふうに思っておりますし、一番本市の特徴といいますと、第4条の基本方針の中の6号小規模事業者、ここについてもはっきりと明記をさせていただいております。中小企業の中でも特にそれよりも小規模な事業者も支援していかないとはいけませんよというようなこともはっきりと明記をいたさせていただいております。先ほどの好循環につきましても基本理念、基本方針を進めることによって好循環にも結びつきますし、あるいは個人消費も増えていくことも期待しておりますし、今度は個人所得ですか個人所得についてそれらによって増えていくことを期待いたして、そのようにしなくてはならないという思いでございますので、いろいろ書き方はあると思うのですが、基本理念と基本方針でそれらを書かせていただいているということをお理解いただけたらと思います。

中島好人委員　これはまたね、ちょっと平行線になるのでまたでいいのですが、例えばこの基本方針の中に中小企業の団体が行う地域経済の活性化に資する事業に対して具体的に市が支援しますよとか、もう一つは（７）のところにあるけども、中小企業者と大企業者との関係があるけども僕はさっき言ったように中小企業と学術研究機関との連携。こういうものも大事だし、こういうのを基本条例の中にきちんと位置付けないと僕はいけないと思いますよ。一つ一つを取ったらきりがないけども、やっぱり前回、前々回も当市にあったものを一緒になって作りましょうと言うから一生懸命こっちも知恵を出して他の条例やったり本を読んだりいろいろどうしたらいいかっていうのを考えたりしているのに全然聞く耳を持たない。今まで提案したのでどこかに取り入れたのはあるかね。まあとりあえずそういうことも学術研究機関と中小企業者は本当に協力し合っているいまこの新しい開発と事業をやっていくとか、そういうのを目指すとか何かそういうものがなければおかしいでしょう。まあちょっと休憩で。

松尾数則委員長　一応ちょっと答えをもらいましょう。

姫井産業振興部長　本当に何度もあれで恐縮ですけど、中小企業と学術研究機関、特に理科大につきましては相互連携を図っていかなければいけないと、官学連携を図っていかなければいけないということも、確かに条例には入ってないですけど一応逐条解説のほうでもう一回ははっきりと明記させていただいていますし、具体的なところまで基本条例でございませのでよそがどうこういうつもりはさらさらないので、深いところまでは、一応よそも大体組み立て方として目的と基本理念、中には基本方針もないところもございませ。ただ基本的には目的、基本方針、基本理念というのが大体大きな三本柱になってございませ。それらをはっきりと示すことによって中小企業の振興を図っていきたいと、次の条例制定を承認いただけたら次のステップに向かっていきたいという思いを持っていますのでこの部分が入っていないということ、今までのパブコメのと

きのいろんな委員会の御意見あるいはパブコメをかける前の委員会の御意見を我々としては非常に大切な御意見というふうに思っております。

中島好人委員 姫井さんがどういうふうに思おうと条例にあるかないかで決まるのです。

杉本保喜委員 根本的なことを伺いますけども、基本条例というのは理念条例とよくいわれるのですが、基本条例とアクションプランそういう実施計画等ですね、それを料理に例えてみるとフルコースの場合に基本条例というのは前菜にあたるのだらうと思うわけですよ。最初に出された軽い食べ物ですね。やはりそれを口にしてこの料理人はこういうような味を出すのだと。そうするとフルコースの本来のものが入ったときには、こういう味が期待できるなというような期待をするわけですよ。そういうふうに物事を置き換えてみたときに、例えば先ほど強調された基本方針の中の6番目の小規模企業者の経営状況に応じ支援をすることというふうなのを一つのカラーだと言われたのですが、ところがああそうかと企業者が読んだときに次に市の責務を読んだときに市はいったいどこまで私たちの活動に旗を振ってくれるのだらうかという疑念が生まれてきますよ。例えば最初の1のところには中小企業の振興施策を総合的に行うものとするとしています。総合的にというのは極めて大雑把で具体的なものを感じられないわけですよ。宇部市を見てみると総合的かつ計画的にとうたっていますよ。計画的に、この言葉一つで期待感が全く変わってくるわけです。先ほども重複しますが、実施に努めるものとするを書いた場合と実施するものとするを書いた場合とは期待感が全然違うわけですよ。その辺のところを私はカラーというものを感じさせて欲しいというのはそういうところなんです。やはりお客さんが前菜を口にしたときに次の料理を期待する、つまりあなたたちが言われているこの7月1日でもってこれを施行というふうに言われていますけれど、であればアクションプランというものはしっかりした骨子の基をそして、それを示さなければいけない。それでアクションプランはいつできます

よというようなところまで用意をして納得させないとこれだけの問題点を含んでいる中でこれを通してほしいという思いがあるならば、やはり単純にアクションプランを次作りますではなくて、このアンダーラインを引いた部分をアクションプランとしてどのような取り上げ方をしますよというところまで説明があって、初めてこの辺はのんで次のアクションプランに期待するかという話にならないともかぎらないわけですよ。今の形だとなかなか文言一つ一つにとってもこだわる部分が多いわけですよ。その辺りはどのようにお考えでしょうか。

白石商工労働課長 推進計画というのがアクションプランに当たるものというふうに考えております。この分につきましては来年度予算に反映できるものはしていきたいと考えておりますので、年度内に計画のほうを策定、できるだけ早く策定のほうをしていきたいというふうに考えておりますし、下線部引いているものについては計画の中心といいますか、骨子になるものだというふうに考えております。

大井淳一郎委員 今、市の責務についてありましたけども、その中で逐条解説にはですね中小企業振興協議会それからその推進計画の研究検証及び実施状況の公表ということで議会側あるいは市民のほうから指摘したことがここに書いてあるのですが条文にはないわけですよ。宇部市は審議会ですけど宇部市の場合は、あと公表についてはちゃんと年1回公表すると書いてあるわけですよ。わざわざ逐条解説には書いているのに肝心の条文に書いていないと、この辺の姿勢も前から指摘していることですが、なぜこういうのを定めないのでか条文の中で、逐条解説には書いてあるのに。これここだけじゃないですよ、さっきの4条の特に4条の4号とかはブランド化とかいろいろ具体的に書いてあるのに肝心の文言が中小企業者の受注機会、販路の拡大、以上となっていますよね。もうちょっとその辺具体的に入れられるものは入れていかなくてはいけないと思うのですがいかがでしょうか。

白石商工労働課長 繰り返すようになりますけどこの条例についてはシンプルですか根本的なものをとということで、中小企業者の中には私どもは農林水産業者も観光関係の中小企業者も当初から入っておるというふうな認識でこの条例のほうを作っております。ただちょっとその辺で御理解が得にくいのかなということで逐条解説のほうにこれは当然入っているという説明のほうを加えさせていただきました。

大井淳一郎委員 さっきの審議会とかあの辺りの公表について定めなかったのはなぜか。

姫井産業振興部長 我々としては協議会というような表現をさせていただいておるところでございます。審議会ということは条例の中ですけど、条例の中まではうたっていませんが、協議会を設けて関係団体の皆さん等の御意見を伺っていくと。そして、公表についてもしていくというようなことで、当初条例には入っていませんでしたけど市の責務の中で解説のほうでちゃんと明記をさせていただいておるところでございます。

大井淳一郎委員 先ほど課長のほうからそういったブランド化、観光等は2条4号から読み取れるとおっしゃいましたけども、中小企業って一見読んだときに一次産業が必ずしも含まれているとピンとくるとは思えないわけですよ。農業が中小企業かということ。そういった1次産業も含めたことをちゃんと考えていますよということであればそういった表現もちゃんと入れていかないと観光も視野に入れているのであれば受注機会、販路拡大という言葉だけにとどまるのはどうかと思うわけですよ。やはりその辺はしっかり文言どおり名宛人は市民ですからね。市じゃないですからね。私たちはこう考えていますよ、だからいいでしょ、ではなくて市民が見て自分たちが対象となっているということが読み取れなくてはいけません。市民というのは在住じゃなくても在学とか在職も全部含んだ市民なのですが、その辺がどうも不明確ということをおっしゃるを得ない。それから4条の5号ですね。起業後継者育成等を支援すると書い

てありますけども5条の逐条解説を見ると、起業や後継者育成等については円滑に起業することができるようまた人材育成が図れるようというふうに書いてありますよね。ただ人材育成っていうのは既に3号の中で中小企業者の人材育成って言葉があるわけですよ。だから5号の中で並べて後継者育成を定めるよりもむしろ3号の中に入れるか包含する形でやるのですが、その辺の整合性もおかしいですよ。その辺はどう思われますか。

山本商工労働課主査兼商工労働係長 3号のほうで人材育成が入っております。そして5号のほう起業と後継者の育成ということ掲げておりますが、当然後継者の育成につきましても人材育成が必要ということは重要な要素だと思っております。ここで併せて再度御説明させていただいておるといふふうに御理解をいただいたらと思っております。

大井淳一朗委員 再度というか3号の中に含める、後継者育成を3号の中に持っていくというほうが分かりやすいのではないですか。それで5号は起業家支援といったこと。そういったほうが人材育成と捉えるのであれば、後継者育成が。いかがですかその点は、並列しているのがおかしいのではないかということですが。

姫井産業振興部長 よく他市でも書いてあるのが起業家支援というような言葉でくくっておられるようなところもございますけど、我々としては新しく事業をされる方もですが、いわゆる後継者不足といいますか後継者がなかなかいないというようなこともよくお聞きします。ということで我々は新しく事業をされる方もですけど次の時代の方の後継者育成にも努めていきたいということでこのような表現をさせていただいておるところでございます。当然後継者育成には人材育成も必要でございますのでこのような表現をさせていただいておるところでございます。この逐条解説につきましても、他市よりもかなり我々としては分かりやすい表現で書いておるところでございます。もっと短いところもありますし、

たくさん書かれて難しい表現になっておるところもありますけど我々としてはとにかく一番分かりやすい説明方法で書かせていただいております。ということで逐条解説は御理解をいただけたらと思います。

大井淳一郎委員 先ほどの御答弁をいただきましたけれども、私が言っているのは後継者育成という表現が悪いとかではなくて、むしろ大事でそれは中小企業者の人材育成3号のほうに関連してくるものであるということとを指摘しました。5号の中に起業と並べるのがどうかということ、問題点を指摘しているのもあって、後継者育成が良くないとかそういう意味ではないということ、先ほど逐条解説がすごくいいじゃないかと言われたのですが、いいものを条例に盛り込めというのが私を含め委員が指摘しているところでありまして。その辺はいかがですか。

白石商工労働課長 ちょっと前半の5号の起業と後継者育成を並べているところでございますけど、他市等を参考にさせていただきますと後継者育成の中で第二創業という考え方がございまして、後継者が新しく先代を引き継いで事業をするときに新たに事業を拡張するとか新たな分野にだすとかというような異種起業という面も含んだものがあるということの中で一緒にというか同列で5号のほうに記載のほうをさせていただきました。

中島好人委員 お聞きしますけども、市の責務というのと市の役割とどちらが重いですか。言葉としてどちらが重いかというふうに思っているか。責務と役割。

姫井産業振興部長 当然市の責務でございます。

中島好人委員 パブリックコメントに同じように市の責務について努めなければならないとか、図るものとするとか、しなければならない、努めなければならないとかね、ならない規定にしたらどうかというふうにあるわ

けですね。しかし回答にはそうではなくて市は基本理念及び基本方針に基づき中小企業の振興を総合的に行うものとして含んでいるので現行どおり表現させていただきますとこういうふうには回答しながら、次のページでは市民の理解及び協力について、理解とか協力じゃなくて市民の役割に変更してはどうかという問いに対しては、市内の中小企業の振興を図るためには市民の協力が必要です。なお解説にあります、市民の協力は義務付けるものではなく自主的な協力を期待するものであり、役割ではなく協力という表現にいたしました。だからそういうふうにしなから、とすると市の役割とかよりもっと重い責務というふうになっているのに関わらず、これは義務付けるべき問題であって努力する程度の問題ではない。責務は責務でならない規定であるべきだというふうに思います。それと同時にここに財政的支援はきちっと明記するべきである。これじゃないとだめだよ。市の責任として必要な財政的支援を行う。なぜ言うかという、このたびのプレミアムの商品券についても宇部市はなぜ中小業者のところしか使えない枠を設けたかという、きちんと財政的支援というのがこの条例の中に明記されているわけですよ。だから何らかの形で中小業者のところの商店街に利益になる財政的支援を行わなければならない規定なのだから曖昧にはできない。それで別個にそういうのを作り上げたわけですよ。当市は何かというと500円設けて作りましたと。それで商店街には回るかという、決して回らないというような状況があるわけですよ。だからちゃんとそういうのは基本理念として明記すべきではないかと私はそう思うわけですよ。何かものすごく逃げ道、逃げ道の条例にしか見えません。もっと市の責務は明らかにして計画を作り、そしてそれをちゃんと報告する。それで中身をどうするかというときに審議会を作ってきちんと1年以内に報告するとかね、やっぱりきちんとしたそういうような責任くらいは明記するべきではないか。これを条例に盛り込まないとはどういうことかと。

姫井産業振興部長 5条の市の責務につきましては、先ほどもお話しましたけど1項においては総合的に実施を行うものとするというふうな表現をさ

せていただいておりますし、2項についても推進計画を策定しと、策定するよというふうにはっきり明記させていただいております。ただし、5者連携がごございますので実施については努めていきたいということでごございますので、決して曖昧というふうには思っていないところでございます。それと市民の義務につきましてもパブリックコメントで御回答させていただいておりますとおり、市民の皆さんは義務付けじゃないですよ、協力を期待するものということで、確か逐条解説のほうにも同じような表現をさせていただいておるかと思っております。自主的協力を期待するものでございます。決してあやふやということではないというふうに思っております。

大井淳一郎委員 中島委員や杉本委員が常々言われているのは6条の中小企業者の役割とか役割協力ですね、7条、8条この辺りの末尾が努めるものとするとなっているのに対して市の責務でありながら5条2項については努めるものとするとなっていることがどうなのかということが言われていると思っております。それに今先ほど姫井部長のほうで計画を策定しと、ここは義務じゃないかと言われますけど、努めるものとするはここにも掛かっているわけでここだけ義務規定ということはありませんか。1回休憩しませんか。

松尾数則委員長 よし、10分休憩。15時から。

---

午後2時49分休憩

---

---

午後3時再開

---

松尾数則委員長 それでは休憩を解きまして、第59号の審議を続行したいと思っております。かなりの意見が出ました。まだこれは入れてもらいたいという意見があればお聞きしますが。

大井淳一郎委員 先ほどの発言の中で触れましたけれども、中小企業という言葉からいわゆる農林水産業といった1次産業が読み取れないということ発言しました。逐条解説の4ページにありますように、中小企業基本法、ここの中に中小企業者の範囲及び用語の定義ということがあります。この中で資本金の額が従業員の数と書かれておりますが、このことからしても1次産業というのは読み取れないです。したがって先ほどの4条の4号、中小企業者の受注機会及び販路の拡大の中に、農林水産業だとか観光という言葉が読み取ることができません。やはりそのことからしても全般的に言えることなのですが、こうした逐条解説にしっかり書かれてあることが条文に盛り込んでいない。逆に条文が、ちょっと言い方が悪いですが、条文がちょっとその辺が稚拙だからこそですね、逐条解説が立派にならざるを得ない。これは決して条文の体を成していないということが言えると思います。

中島好人委員 個々にはあまり今更あれだけ、やっぱり基本理念としての要するに基本方針というか、循環型いろいろな意味でね、さっきの農業第1産業や観光資源の活用を図るとか、いろいろな意味でね、というときに地域の中の活性化するためには、地域のこの循環型経済思考がこれからは根幹にないと、なかなかこの基本的には変わらないと私は思いますよ。やっぱりそれがまず入れるか入れないか、条例の中に入れるか入れないかというのが僕は基本的にあると思のですが、改めて聴くけどその辺は。それとね、財政的支援は絶対必要ですよ。そこからいろいろな施策も生まれてくる。努力目標では施策は生まれません。

姫井産業振興部長 中小企業の定義でございますけれど、必ずしも法人だけではございません。法人、個人とはっきりと中小企業基本法の中では書いてございます。それで我々このたびちょっと商工業者のみならずというような表現を確かさせていただくと思うのですが、産業振興部では観光も農林もあります。決して商業、工業振興だけというふうには思っておりませんので、改めて逐条解説の中にも書かせていただきましたし、

今後推進計画を策定していきますので、その辺に観光それから農林、農林は1次産業の大切なものがございますので、その辺りははっきりと推進計画の中で具体的なものを盛り込んでいきたいというふうに思っております。確かに条例は先ほどお話しましたように基本条例でございますので、だから具体的に入ってなくてもいいですよというような気持ちは毛頭持っておりません。基本条例につきましては第3条の基本理念と第4条の基本方針、ここをしっかりと明記しておりますので、市の方向性、中小企業は本市の基盤を支えておるという基本性を持って、方向性のほうは位置付けておるところでございます。好循環につきましても当然でございます。どうにかして中小企業さんを盛り上げて、盛り立てて本市の好循環に向けていきたい、そのためには地産地消、当然地元の商品を買っていただくと。そして中小企業さん同士あるいは、大企業さんと中小企業さんが原材料、資材等もできるだけ市内のものを使っていただきたいか、そういうようなことも推進計画の中で盛り込んでいきたいと思っておりますので、具体的なことが書いてないということでありましたら、もう何ですけど、我々としては基本理念、基本条例でございますので、総論と各論としっかりと見極めていきたいということでございます。それと財政的支援につきましては今までもできるだけ、これは中小企業だけではございません。産業振興部が持っておるのは、いろいろな施策については予算確保に努めてきましたし、今後も努めてまいる気持ちは同じでございます。それと基本方針の中でたしか、第4条の4号。中小企業者の受注機会とか販路拡大というようなことを支援していきたいということもはっきりと明記をさせていただいておりますので、とにかく我々としては本条例の議決をいただいて次のステップに推進計画に向けて行って、とにかく中小企業振興を図って行って本市の活性化、産業の活性化、99%も本市には中小企業がおられますので、これを中小企業の振興が一番大事というふうに思っておるところでございます。

中島好人委員 先を急いでいるみたいだけでも、このままこれをやって推進計画ができるとは僕は思えません。なぜかという、その責任の所在がは

つきり明確にされてなければ、この計画を立ててもね、それは生かされるものじゃないというふうに思います。僕が言っているのはそんな小さな話では、基本理念に盛り込まれて、何でおかしい。委員長、このままずっと、もう平行線みたいな形で行きます。それでもっと私たちが言った中身を内部でもって、やっぱりもうちょっと検討するつもりがあるかないか。ここで何が何でもこのまま通そうとするのか、僕はね、この間担当のところはね、僕らが何ぼ指摘しても、聞く耳持たない。いやいや何か変わったことがあるかね。具体的に、基本的にね、だからこの度多く出た問題がたくさんあるわけでしょう。全部推進計画の中に盛り込みます。小さいこと言わないでください。そんなことではだめだよって言っているわけだけど、そういう考える気持ちがあるのかどうか、まずね、考えるつもりはあるのか、ないか、その辺はどうですか。

姫井産業振興部長 考える気持ちがあるかないかということでございますけれども、とにかくパブコメのときにも委員さんの御意見出ました。議案の直接的な御審議ではなかったのですが、そういう辺りも十分我々は認識をしておるところでございます。それで確かに基本条例でございますので、多くは語っておりませんが方向性だけはしっかりと明記させていただいておりますので、我々としてはこの条例、今出させていただいておるのが、我々としては最善というふうには理解をいたしておるところでございます。

杉本保喜委員 前回と今回もいわゆる言葉のずれ。首尾一貫してないところ。こういうものがもう幾つも出てきているわけですよ。このままやっぱり通すわけには、なかなか、議決するわけにはいかない部分が非常にありますよ。だからここはもう1回持って帰ってもらって、そしてその辺のところを審議、言葉の調整、首尾一貫するような形で見直しをしていただいて、もう一度そ上していただければ我々も将来にわたって禍根を残さないというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

松尾数則委員長 どうでしょうか。ここで1回切って、議員間でちょっと討論したいと思いますので。この辺の内容についてですね、今後の展開について。ちょっと執行部外してもらえますか。15分で終わるので。ごめんね、ちょっとはずしてください。

(執行部退場)

松尾数則委員長 自由討議ということで、なぜこうなったかという、産業建設常任委員会の中でいろいろ指摘をしてきました。その内容を踏まえて、今回どのように議案の内容が変わったかという、一個も変わってない。パブリックコメントも含めても参考にしてもらっていない。ということでぜひとも皆さんの意見を聴きたい。今後どうすればいいのか。

中島好人委員 僕は杉本委員が言ったことには基本的には賛成なのですが、しかし杉本委員は、語句の調整というか、その辺でしたけども返答は、最善のものを出してきたと。最善のものですよ。最善のものを出してきたのに、なぜ変えられないのかと。関係団体ぐらいはちょっと変えるかもしれないませんが。そうなるそうですね、ここでいいけども、僕は継続してね、僕らの委員会が関係団体と直接ね、こういう条例案について話し合ったり、要望を聞いたりとか、やっぱりそういうような関係を作って、議会が今こそ作る必要があると思うわけですよ。そういう中でね、議会とそういう団体と市民との信頼関係も生まれてくるのではないかと思うので、本当は早くちょっと素案が出たころから、そういうのをやってここに望むのが一番良かったかもしれないが、こうやって議案として出たところではね、急いでこれがね、最善のものとしてちょっと語句をちょっと変えたぐらいでは済まされないと僕は思ったりもするわけですよ。

大井淳一郎委員 今中島委員が言われたように我々議会のほうがですね、そうした現場の声を聴くということもすごく大事だと思います。ただ今日時点で継続とかいう、議決するとかではなくて、一旦杉本委員が言われた

ように今日はちょっとね、これだけの意見が出ていますから。明らかな誤記もありましたので、その辺の執行の対応にまず任せて、委員会予備日を使ってもう一度委員会を開催するという方向はいかがでしょうかね。その辺り。それで対応しましょう。

杉本保喜委員 私も大井議員の言うこと、そのとおりだと思います。それから中島委員が言われることも、これからアクションプランを作る中で反映できると思います。だから彼らも通したいという思いがあるならば、その辺のところはしっかり調整というか、文言の調整をしっかりと図って、改めて我々に提出していただきたい。そうすれば議決もね、期間はまだ間に合うだろうというふうに思います。

尾山信義議長 今執行部はこれを議案として今回出しているわけだから、この委員会ではだめだろうからと修正してくるような形のことというのはまず無理だと思いますよ。だけど逆に言えばここで修正案とかを作るなり、このまま継続審議で次回持ち越しにするなり、いわゆる議会的にルールでやっていかないと、委員会がだめだからその都度執行部が議案を変えてくるというようなことは、あり得ないという考え方でやらないといけないのではないかと思います。

大井淳一郎委員 議長のおっしゃるとおりだと思いますが、とりあえず委員会予備日というものがありますので、とりあえず延会をした上で、執行部の対応をちょっと見てから私たちがどういう対応をするか、それに修正するにしても正直一杯あり過ぎて、ちょっと議会の中でも整理がついてないので、今日時点で修正も何もできないのがちょっと現状かなと思います。

長谷川知司委員 私としては皆さんと同じ考えでやはり今の市のほうでやろうという気持ちが全然受け取れないですね。これ見たら。だからもっと踏み込んだものを私たちは求めたほうがいいと思います。そういうことで

大井委員も言われたように、延会にしてみたらどうかとは思いますが。

河崎平男委員 私も若干ですねその辺で審議未了という形で予備日等を使ってですね、審議したほうがみんなの委員の理解が得られるというように感じました。

松尾数則委員長 ここは全員一致で延会ということで。予備日はいつになるの。（「19日」と呼ぶ者あり）19日に延会をしたいと思います。どうしますか、昼からでもいいですか。（発言する者あり）これは執行に急に言っても大丈夫ですか。（発言する者あり）予備日だからね。（発言する者あり）一応19日の13時30分からどうですか。（発言する者あり）別に何も無い。昼からがいいって言っていませんでしたか。（「誰も言ってない」と呼ぶ者あり）言ってないか。ごめん。じゃあ10時から。（発言する者あり）19日の10時から。委員会。内容について、だからこの文章だけではちょっと分かりづらいか。（発言する者あり）この内容で行ってみようね。デフレの問題も含めてね。（発言する者あり）

（執行部入場）

松尾数則委員長 それでは、審議を続行いたします。議員間討論、自由討論の中で、議員全員で話し合いました全員賛成で延会。19日に予備日がありますので19日10時から再度審議をしたいと思っています。

大井淳一郎委員 ちょっといいですか。不備があったら他の委員でフォローしてください。今委員の中で話し合ったところで問題点があります。それを指摘しておきますので対応について御再考いただきたいと思います。まず前文について、デフレ等というデフレという表現がありました。これは必ずしも現在の経済状況にマッチしていないこと。中長期的に見ればこの表現が馴染むかどうか分からないということがあります。それが第

1点。第1条の目的について、これは明らかな誤記だと思いますが関係機関となっておりますがこれは関係団体、パブリックコメントの時点ではそのようになっておりましたので、そのように直すべきではないかということがありました。それから、第4条のところでもこれは全般的に金融機関や大学の位置付け、それから第1次産業や観光の位置付けこの辺りをしっかり明記するべきであるといった意見が出されております。それから第5条につきましては第2項に「実施に努めるものとする」と書いてありますが、第6条以下の表現とこの第5条で役割と責務では違いますので「実施するものとする」という表現がいいのではないかといったことがあります。それからこれは全員で必ずしもまだ一致しているものではないですが意見として、第7条、第8条の市民の理解及び協力とか、協力ですねこの表現を役割にすべきではないかといったことがあります。それから財政上の措置について、市の責務の中に入れる考えもありますが、宇部市のように別の条文を設けて努める努力規定として財政上の措置についての規定を設けるべきではないか。それから審議会の設置やあるいは実施計画の公表に関する規定を設けるべきではないか。そして、条例の見直し規定、こういったことも先ほどの質疑の中ではなかったのですがそういった点が指摘できるかと思います。それから少し申し遅れましたが、第7条これは大企業及び関係団体等の協力となっておりますが、関係団体等の中には商工団体や金融機関、大学、学術研究機関等様々あります。それぞれに対して協力対応が違いますので、実際に逐条解説の中に具体的に書いてありますので、その7条の中でしっかりそれぞれの協力ないし役割について明記すべきではないかといったことがおおまかではございますが委員からの指摘とさせていただきたいと思っております。あと補足は。

中島好人委員 一つは経済の基本として循環型社会、経済というかその辺は欠かせない問題があるのではないかなというふうに思います。

杉本保喜委員 第5条のところ「総合的に行うものとする」というのは、や

はり「かつ計画的に」というのを入れて具体性を感じさせるような条文を検討していただきたいと思います。それから第4条（5）項の逐条解説のですね。ここが先ほど問題になりましたが、人材育成という言葉。これは最初の（3）の場合は雇用の確保につながる人材育成ということになりますが、（5）については起業や後継者育成等という範囲の中で語らなければいけないということであれば、ここは人材育成ではなくて後継者育成という言葉に変えるほうが3番と5番の違いを明確にできるのではないかと思います。それからそこに関係機関と書いておりますけれどもこれは関係団体とうんぬんという言葉に変えるべきではないかと思っておりますので御検討をよろしく申し上げます。

松尾数則委員長 以上が議員の意見です。産業建設常任委員会の意見ということで、その辺の条例をきちんとした形で明記をしていただければと思ひまして、それを19日10時からこの委員会を開きたいと思っております。よろしく申し上げます。これで委員会のほうは終わります。お疲れさまでした。（「もう1個あるよ」と呼ぶ者あり）この委員会は終わるという認識。まだ陳情がありますから。（「閉じてはいけない」と呼ぶ者あり）閉じたかね今、委員会は終わりますと言いました。（「終わったらいけない」と呼ぶ者あり）この委員会は終わりということ。

（執行部退場）

松尾数則委員長 続いて議案の第8、陳情・要望について。両方とも、二つありますので二つともやりたいと思います。たしか二つあったと思ったけど。リフォーム、これは何で出てきたかな。改めてという気がちょっとしたのですが。

大井淳一郎委員 住宅リフォーム助成制度については従来から中島団長を初め同僚議員が常々言われて制度が今実現しております。昨年度かな、当初予算から住宅リフォーム助成制度もつき始めまして恒久的な制度になり

つつあります。引続き継続ということで当委員会についても持っていく。ただ住宅リフォームについては周知が十分ではないのではないかと、十分この助成制度を使いきれてないのではないかとということがあります。これは以前流れてしまいましたが、機会があれば委員会のほうで市民に向けてこういった制度があるということを何か周知できる機会があればなと思っております。

松尾数則委員長 引き続き、建設産業に働きやすい環境づくりを求める要請書。これも同じか、これは建設山口ですね。毎回ではなかった、前回はお出していましたかね。（「大体出ています」と呼ぶ者あり）これは今回議長と一緒に呼ばれていますよね、確か。

中島好人委員 意見書とかを挙げてくれとかではないですよ。

松尾数則委員長 基本的に頭の中に入れておいて、入札とかそういう問題ですから、頭の中に入れておいてくれということです。

長谷川知司委員 監理室は関係ないのですか。

大井淳一郎委員 見ていたら、僕が議運のときにここに振り分けた理由は、入札だったら総務かな。

松尾数則委員長 入札だけじゃないからね。

長谷川知司委員 こっちもあるけど総務もあるのではないかなと思います。

松尾数則委員長 まだもう一件ありますから。最後に9番、閉会中の継続審査について。これもやりますので。（「いいです」と呼ぶ者あり）前と同じ分が出ているので、これに付け加えないといけないものがあるかどうかの話。（「プレミアムも出ていたし」と呼ぶものあり）これからまた

9月にかけての。

大井淳一郎委員 皆様も一致するところだと思いますが、これは9月議会の政策提言を視野に入れた閉会中の継続調査ということでございますので、大方網羅されているのではないかと考えております。もし付け加えることがあれば委員のほうから御指摘いただければ。特に今回はこれでいいかなと思います。

松尾数則委員長 それでは以上で本委員会の全てを終わります。

---

午後3時35分散会

---

平成27年6月15日

産業建設常任委員会委員長 松尾数則